

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年6月24日

【事業年度】 第38期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

【会社名】 株式会社 みちのく銀行

【英訳名】 THE MICHINOKU BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 杉本康雄

【本店の所在の場所】 青森県青森市勝田一丁目3番1号

【電話番号】 (017)774局1111番(代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 岩岡高德

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目28番5号
株式会社 みちのく銀行 東京事務所

【電話番号】 (03)3661局8011番

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 小田中和彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社 みちのく銀行 東京支店
(東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目28番5号)

(注)東京支店は金融商品取引法の規定による備置場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
		(自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)	(自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)	(自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日)	(自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)
連結経常収益	百万円	47,562	51,537	50,871	47,620	44,008
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	19,965	4,959	3,261	20,993	3,792
連結当期純利益 (は連結当期純損失)	百万円	14,053	3,695	1,336	27,089	2,491
連結純資産額	百万円	79,837	81,941	75,511	46,715	74,162
連結総資産額	百万円	1,898,480	1,857,565	1,858,537	1,825,806	1,866,183
1株当たり純資産額	円	516.80	530.67	463.91	270.46	321.85
1株当たり当期純利益 金額(は1株当たり当 期純損失金額)	円	90.95	23.93	8.86	189.28	16.29
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額	円					12.94
自己資本比率	%		4.4	3.6	2.1	3.5
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	11.44	12.67			
連結自己資本比率 (国内基準)	%			11.11	8.76	11.95
連結自己資本利益率	%	16.4	4.6	1.8	51.1	4.4
連結株価収益率	倍		17	33		12
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	28,536	62,598	68,700	20,122	34,665
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	15,988	77,863	64,697	34,430	53,657
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	11,510	6,797	2,748	5,002	19,053
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	50,562	28,599	27,353	36,655	36,716
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,465 [881]	1,481 [907]	1,476 [925]	1,538 [931]	1,504 [884]

- (注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
- 3 平成20年度以前は、潜在株式が存在しないため潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は記載しておりません。
- 4 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額(又は当期純損失金額)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定にあたっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。1株当たり純資産額は、企業会計基準適用指針第4号が改正されたことに伴い、平成18年度から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 5 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 6 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。なお、平成17年度は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
また、当行は平成18年度までは国際統一基準を適用しておりましたが、平成19年度から国内基準を適用しております。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第34期	第35期	第36期	第37期	第38期
決算年月		平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
経常収益	百万円	45,656	50,507	49,231	46,139	42,619
経常利益(は経常損失)	百万円	20,271	5,696	3,430	21,213	3,014
当期純利益 (は当期純損失)	百万円	14,190	4,813	1,967	26,870	2,042
資本金	百万円	24,167	24,167	24,167	24,167	34,167
発行済株式総数	千株	普通株式 155,895	普通株式 155,895	普通株式 155,895	普通株式 155,895	普通株式 150,895 A種優先株式 40,000
純資産額	百万円	78,093	81,291	67,848	39,539	66,537
総資産額	百万円	1,888,936	1,859,604	1,865,313	1,828,940	1,869,074
預金残高	百万円	1,749,005	1,719,250	1,732,427	1,722,091	1,745,210
貸出金残高	百万円	1,241,719	1,213,671	1,259,962	1,259,003	1,242,176
有価証券残高	百万円	432,575	501,828	425,614	367,393	431,684
1株当たり純資産額	円	503.87	524.67	466.59	276.75	325.00
1株当たり配当額 (内1株当たり 中間配当額)	円 (円)	普通株式 5.00 (2.50)	普通株式 7.00 (2.50)	普通株式 6.00 (3.00)	普通株式 3.00 (0.00)	普通株式 3.00 (0.00) A種優先株式 4.109 (0.00)
1株当たり当期純利益 金額(は1株当たり当 期純損失金額)	円	91.54	31.06	13.03	187.71	13.15
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額	円					10.61
自己資本比率	%		4.4	3.6	2.2	3.6
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	11.33	12.54			
単体自己資本比率 (国内基準)	%			11.12	8.86	11.99
自己資本利益率	%	16.8	6.0	2.6	50.0	3.9
株価収益率	倍		13	22		15
配当性向	%		22.5	45.7		22.8
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,099 [729]	1,128 [757]	1,199 [770]	1,259 [766]	1,289 [748]

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 純資産額及び総資産額の算定にあたり、平成19年3月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
- 3 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）が改正されたことに伴い、平成19年3月から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
- 4 第35期(平成19年3月)の1株当たり配当額のうち2円は統合30周年記念配当であります。
- 5 平成21年3月期以前は、潜在株式が存在しないため潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は記載しておりません。
- 6 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額（又は当期純損失金額）」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」（以下、「1株当たり情報」という。）の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。
- また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、2「(1) 財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 7 自己資本比率は、期末純資産の部を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 8 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。なお、平成18年3月は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
- また、当行は平成19年3月までは国際統一基準を適用していましたが、平成20年3月から国内基準を適用しております。

2 【沿革】

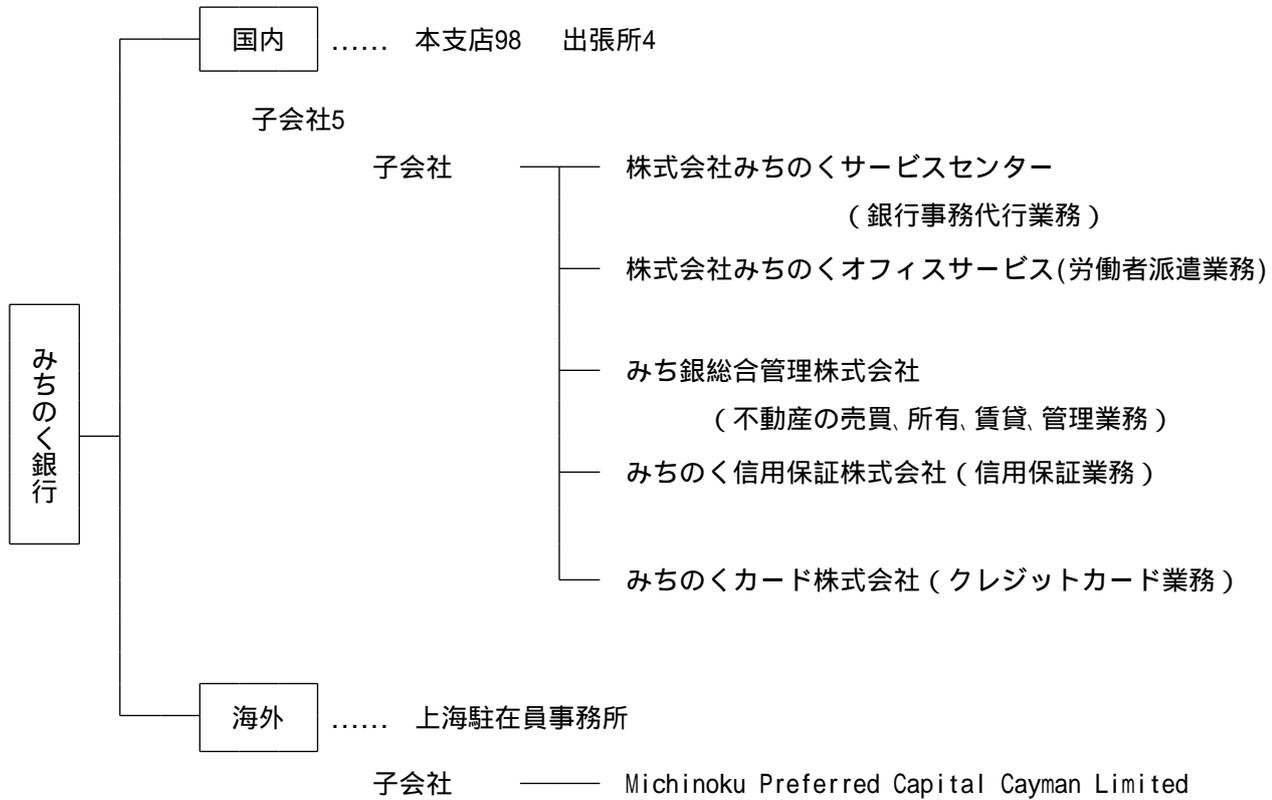
昭和51年10月1日	株式会社青和銀行(資本金8億円)と株式会社弘前相互銀行(資本金20億円)が合併(合併比率1:1)し、株式会社みちのく銀行と商号変更
昭和53年9月18日	青森市に新本店落成
昭和61年4月1日	みちのく信用保証株式会社設立
昭和62年12月1日	東京証券取引所市場第二部に株式上場
昭和63年4月1日	みちのく抵当証券株式会社設立
平成元年6月15日	担保附社債信託業務認可
平成元年8月29日	第1回無担保転換社債100億円及びスイス・フラン建転換社債6千万スイス・フラン発行
平成元年9月1日	東京証券取引所市場第一部に株式上場
平成2年8月1日	みちのくエムシーカード株式会社設立
平成2年8月1日	みちのくユーシーカード株式会社設立
平成3年2月5日	みちのくオフィスサービス株式会社設立
平成5年9月14日	海外現地法人「北日本財務(香港)有限公司」を設立
平成8年4月26日	みちのくキャピタル株式会社設立
平成8年6月18日	みち銀総合管理株式会社設立
平成10年12月1日	証券投資信託の窓口販売業務開始
平成11年2月15日	海外現地法人「株式会社みちのく銀行(モスクワ)」を設立
平成13年4月2日	損害保険商品窓口販売の取扱開始
平成14年2月21日	みちのく抵当証券株式会社清算
平成14年10月1日	生命保険商品窓口販売の取扱開始
平成15年7月21日	当行、肥後銀行(本店/熊本県)、山陰合同銀行(本店/島根県)の3行によるシステム共同化開始
平成16年10月13日	上海駐在員事務所開設
平成17年4月1日	みちのくユーシーカード株式会社がみちのくカード株式会社を吸収合併(新商号 みちのくカード株式会社)
平成18年10月12日	株式会社みちのく銀行(モスクワ)の株式会社みずほコーポレート銀行への譲渡、北日本財務(香港)有限公司の解散を取締役会決議
平成19年7月2日	証券仲介業務の取扱開始
平成19年8月10日	優先出資証券発行のため特別目的会社Michinoku Preferred Capital Cayman Limitedを設立
平成19年11月16日	みち銀総合管理株式会社の解散の方針を取締役会決議
平成20年1月21日	株式会社みちのく銀行(モスクワ)を株式会社みずほコーポレート銀行へ譲渡
平成20年4月1日	がん保険・医療保険の取扱開始
平成21年3月23日	北日本財務(香港)有限公司解散
平成21年9月30日	金融機能強化法に基づく優先株200億円発行
平成22年3月12日	みちのくキャピタル株式会社清算

(平成22年3月末現在、本支店98、出張所4、海外駐在員事務所1)

3 【事業の内容】

当行グループは、当行及び子会社6社で構成され、銀行業務を中心に、クレジットカード業務、信用保証業務などの金融サービスを提供しております。

企業集団の事業系統図



1. みち銀総合管理株式会社は、平成22年1月19日に解散し、清算手続中であります。
2. 平成22年2月26日開催の取締役会において、株式会社みちのくサービスセンターの当行への吸収合併を決議しております。
3. みちのくキャピタル株式会社は、平成22年3月12日に清算したため連結の範囲から除外しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な 事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の 取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社) 株式会社みちのく サービスセンター	青森県 青森市	10	銀行事務 代行業	100	4 (2)		金銭貸借関係 預金取引関係	当行と土 地・建物 の一部賃 貸借	
株式会社みちのく オフィスサービス	青森県 青森市	30	労働者 派遣業	100	4 (1)		預金取引関係		
みち銀総合管理 株式会社	青森県 青森市	100	不動産 管理業	100	2		預金取引関係	当行から 建物の 一部賃借	
みちのく信用保証 株式会社	青森県 青森市	100	信用保証業	100	7 (1)		預金取引関係		
みちのくカード 株式会社	青森県 青森市	100	クレジット カード業	98.99 (0.57)	6 (1)		金銭貸借関係 預金取引関係		
Michinoku Preferred Capital Cayman Limited	英国領ケイマ ン諸島	8,300	優先出資証 券の発行、当 行への劣後 ローン供与、 及びこれら に付随する 業務	100	2		金銭貸借関係 預金取引関係		

- (注) 1 上記関係会社のうち、特定子会社に該当するのは、Michinoku Preferred Capital Cayman Limitedであります。
- 2 上記関係会社のうち、有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
- 3 「議決権の所有割合」欄の()内は子会社による間接所有による割合(内書き)であります。
- 4 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の下段()内は、当行の役員(内書き)であります。
- 5 みち銀総合管理株式会社は、平成22年1月19日に解散し、清算手続中であります。
- 6 平成22年2月26日開催の取締役会において、株式会社みちのくサービスセンターの当行への吸収合併を決議しております。
- 7 みちのくキャピタル株式会社は、平成22年3月12日に清算したため連結の範囲から除外しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成22年3月31日現在

従業員数(人)	1,504 〔 884 〕
---------	------------------

- (注) 1 従業員数は、執行役員7人を含み、嘱託669人及び臨時従業員215人を含んでおりません。
2 嘱託及び臨時従業員数は、〔 〕内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成22年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,289 〔 748 〕	40.0	17.1	5,625

- (注) 1 従業員数は、執行役員7人を含み、嘱託591人及び臨時従業員156人を含んでおりません。
2 嘱託及び臨時従業員数は、〔 〕内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4 当行の従業員組合は、みちのく銀行労働組合と称し、組合員数は1,003人であり、労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(経営の基本方針)

当行は、「家庭の銀行」を標榜し、磐石な経営基盤とお客さま満足度の高い金融サービスの提供を通じて地域経済に貢献する「地域最優の銀行」を実現すべく、経営基盤のさらなる充実を図るとともに、「営業力の強化」・「収益力の強化」・「人材・組織の活性化と専門性の強化」・「経営管理態勢の強化」・「地域社会への貢献」といった重点方針のもと、生産性が高い力強い組織を目指し、地域密着型金融を強力に推進してまいります。

(金融経済環境)

世界の金融・経済は、一昨年のリーマンショックを契機にした混乱も各国政府などの対応策の効果もあり、全体として緩やかな改善傾向にあります。ユーロ圏の一部の国におけるソプリリスクへの警戒感が強まってくるなど依然として先行き不透明な状況にあります。

この間、わが国の経済は、海外経済の緩やかな改善を背景に、設備投資は下げ止まりとなるなど、企業の景況感は改善傾向が続き、企業収益は回復の兆しが見えてきております。

そうしたなか、中小企業においては、業績はなお厳しいとする先が多いものの、中小企業金融円滑化法の施行などもあり、資金繰りなど全体として落ち着いた動きが続いております。

また、個人消費においては、厳しい雇用・所得環境が続いているものの、政策効果による家電及び乗用車販売などの耐久消費財を中心に持ち直しの動きが出てきております。

当行の主要営業基盤である青森県及び函館における地元経済は、設備投資が大幅に減少するなど、投資抑制の動きが続いており、雇用情勢についても、足もとで小幅の改善が見られるものの、依然として低水準で推移しており厳しい状況が続いております。一方で、明るい材料として今年12月には、青森まで延伸される東北新幹線の経済効果等が期待されております。

(業績)

このような経済環境のもと、当行では、平成21年4月より向こう3年間の経営計画として「新たなるステージへの挑戦～総合力の発揮に向けて～」をテーマに掲げ、第二次中期経営計画をスタートさせました。

これは、第一次中期経営計画で築き上げた経営基盤を更に充実させ、その上で総合力を発揮し、生産性の向上を図っていくものであります。

具体的には法人・個人等営業体制の見直しや、店舗機能に応じた戦略的なチャネル展開、コンプライアンス、与信管理等経営管理体制の一層の充実に取り組んでまいりました。

このようななか、当期の経営成績（連結ベース）は、政策金利の引下げ等により経常収益は前年同期比減少となりましたが、有価証券関係損益については、市場動向を睨みながら資金利益の安定的な確保を目指してポートフォリオの組替等を行ったことから前年同期比210億円増加し14億円の利益を計上いたしました。また、与信費用については、引き続き地元経済の停滞を背景に不良債権処理及び予防的な引当を計上したものの、経営改善支援活動の効果による引当の戻し等も発生したことから前年同期比52億円減少し34億円となりました。この結果、経常利益については、前年同期比246億円増加の37億円となりました。

また、当期純利益につきましては、経常利益の増加等により前年同期比294億円増加の24億円となりました。

(キャッシュ・フロー)

キャッシュ・フローの状況につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローにおいては、預金の増加等により前連結会計年度比547億円増加して346億円の増加となりました。投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、有価証券の取得等により前連結会計年度比880億円減少して536億円の減少、財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、新株（A種優先株式）の発行による収入等により前連結会計年度比240億円増加して190億円の増加となりました。

この結果、現金及び現金同等物の期末残高は、前連結会計年度末比60百万円増加して367億円となりました。

(1) 国内・国際別収支

当連結会計年度の資金運用収支は、29,667百万円、役務取引等収支は2,355百万円、その他業務収支は680百万円となりました。このうち、「国内業務部門」の資金運用収支は29,400百万円、役務取引等収支は2,897百万円、その他業務収支は639百万円となりました。

また、「国際業務部門」の資金運用収支は266百万円、役務取引等収支は14百万円、その他業務収支は40百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	30,264	488	11	30,741
	当連結会計年度	29,400	266		29,677
うち資金運用収益	前連結会計年度	35,853	871	451	36,274
	当連結会計年度	33,435	631	386	33,681
うち資金調達費用	前連結会計年度	5,588	383	439	5,532
	当連結会計年度	4,035	364	386	4,012
役務取引等収支	前連結会計年度	2,910	16	626	2,300
	当連結会計年度	2,897	14	555	2,355
うち役務取引等収益	前連結会計年度	7,267	28	1,265	6,030
	当連結会計年度	6,976	24	1,164	5,837
うち役務取引等費用	前連結会計年度	4,357	11	639	3,730
	当連結会計年度	4,079	10	608	3,481
その他業務収支	前連結会計年度	9,496	71		9,568
	当連結会計年度	639	40		680
うちその他業務収益	前連結会計年度	1,616			1,616
	当連結会計年度	1,902	40		1,943
うちその他業務費用	前連結会計年度	11,112	71		11,184
	当連結会計年度	1,262			1,262

- (注) 1 国内業務部門とは当行及び国内に本店を有する連結子会社(以下、「国内連結子会社」という。)の円建取引であります。
- 2 国際業務部門とは当行の外貨建取引及び海外に本店を有する海外連結子会社(以下、「海外連結子会社」という。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。
- 3 資金調達費用は、金銭の信託見合費用(前連結会計年度63百万円、当連結会計年度45百万円)を控除して表示しております。
- 4 相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

(2) 国内・海外別資金運用 / 調達状況

当連結会計年度の資金運用勘定におきましては、平均残高は1,786,023百万円、資金運用利息は33,681百万円、資金運用利回りは1.88%となりました。うち、「国内業務部門」の平均残高は1,774,940百万円、資金運用利息は33,435百万円、資金運用利回りは1.88%となりました。また、「国際業務部門」の平均残高は31,597百万円、資金運用利息は632百万円、資金運用利回りは2.00%となりました。

当連結会計年度の資金調達勘定におきましては、平均残高は1,733,681百万円、資金調達利息は4,012百万円、資金調達利回りは0.23%となりました。このうち、「国内業務部門」の平均残高は1,725,190百万円、資金調達利息は4,035百万円、資金調達利回りは0.23%となりました。また、「国際業務部門」の平均残高は22,929百万円、資金調達利息は364百万円、資金調達利回りは1.59%となりました。

国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	1,772,378	35,853	2.02
	当連結会計年度	1,774,940	33,435	1.88
うち貸出金	前連結会計年度	1,239,589	29,747	2.40
	当連結会計年度	1,224,064	27,390	2.23
うち商品有価証券	前連結会計年度	126	0	0.65
	当連結会計年度	200	1	0.82
うち有価証券	前連結会計年度	423,170	5,679	1.34
	当連結会計年度	466,030	5,882	1.26
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	81,376	286	0.35
	当連結会計年度	58,724	65	0.11
うち預け金	前連結会計年度	6,663	19	0.28
	当連結会計年度	6,540	11	0.18
資金調達勘定	前連結会計年度	1,709,660	5,588	0.32
	当連結会計年度	1,725,190	4,035	0.23
うち預金	前連結会計年度	1,708,199	4,920	0.28
	当連結会計年度	1,721,969	3,558	0.20
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	82	0	0.44
	当連結会計年度	191	0	0.13
うち借入金	前連結会計年度	6,378	119	1.87
	当連結会計年度	7,125	64	0.91

- (注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
- 2 資金調達勘定の利息は、金銭の信託見合費用（前連結会計年度63百万円、当連結会計年度45百万円）を控除して表示しております。
- 3 国内業務部門とは、当行及び国内連結子会社の円建取引であります。

国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	35,419	871	2.46
	当連結会計年度	31,597	632	2.00
うち貸出金	前連結会計年度	11,059	408	3.69
	当連結会計年度	10,040	384	3.83
うち商品有価証券	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うち有価証券	前連結会計年度	11,464	349	3.04
	当連結会計年度	8,822	216	2.45
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	1,489	35	2.36
	当連結会計年度	1,873	9	0.52
うち預け金	前連結会計年度	10,414	70	0.67
	当連結会計年度	10,119	21	0.21
資金調達勘定	前連結会計年度	23,572	383	1.62
	当連結会計年度	22,929	364	1.59
うち預金	前連結会計年度	2,079	22	1.10
	当連結会計年度	2,341	5	0.21
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	29	0	2.95
	当連結会計年度			
うち借入金	前連結会計年度	8,300	359	4.33
	当連結会計年度	8,300	359	4.33

(注) 1 海外子会社の平均残高は、月末毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2 国際業務部門とは当行の外貨建取引及び海外連結子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り(%)
		小計	相殺消去額 ()	合計	小計	相殺消去額 ()	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	1,807,797	22,594	1,783,790	36,725	451	36,274	2.03
	当連結会計年度	1,806,537	20,514	1,786,023	34,068	386	33,681	1.88
うち貸出金	前連結会計年度	1,250,649	8,326	1,240,910	30,155	420	29,735	2.39
	当連結会計年度	1,234,105	9,543	1,224,561	27,774	375	27,399	2.23
うち商品 有価証券	前連結会計年度	126		126	0		0	0.65
	当連結会計年度	200		200	1		1	0.82
うち有価証券	前連結会計年度	434,634	7,627	427,007	6,028	11	6,017	1.40
	当連結会計年度	474,853	4,446	470,407	6,098		6,098	1.29
うちコール ローン及び 買入手形	前連結会計年度	82,866		82,866	322		322	0.38
	当連結会計年度	60,598		60,598	75		75	0.12
うち預け金	前連結会計年度	17,077	6,640	10,436	89	19	70	0.67
	当連結会計年度	16,659	6,524	10,135	33	11	22	0.21
資金調達勘定	前連結会計年度	1,733,232	17,589	1,715,642	5,971	439	5,532	0.32
	当連結会計年度	1,748,120	14,438	1,733,681	4,399	386	4,012	0.23
うち預金	前連結会計年度	1,710,279	6,643	1,703,636	4,943	19	4,924	0.28
	当連結会計年度	1,724,311	4,440	1,719,870	3,563	11	3,552	0.20
うちコール マネー及び 売渡手形	前連結会計年度	111		111	1		1	1.10
	当連結会計年度	191		191	0		0	0.13
うち借入金	前連結会計年度	14,678	10,946	3,731	479	420	59	1.58
	当連結会計年度	15,425	9,997	5,428	424	375	49	0.90

(注) 1 平均残高の相殺消去額は、親子会社間の債権・債務の相殺消去額を記載しております。なお、有価証券については、投資と資本の相殺消去額も含めて記載しております。

2 資金調達勘定の利息は、金銭の信託見合費用（前連結会計年度63百万円、当連結会計年度45百万円）を控除して表示しております。

3 利息の相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

(3) 国内・国際別役務取引の状況

当連結会計年度の役務取引等収益は5,837百万円になりました。このうち、「国内業務部門」の役務取引等収益は6,976百万円、「国際業務部門」の役務取引等収益は24百万円となりました。

当連結会計年度の役務取引等費用は3,481百万円になりました。このうち、「国内業務部門」の役務取引等費用は4,079百万円、「国際業務部門」の役務取引等費用は10百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	7,267	28	1,265	6,030
	当連結会計年度	6,976	24	1,164	5,837
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	1,110			1,110
	当連結会計年度	1,097			1,097
うち為替業務	前連結会計年度	1,932	28	1	1,959
	当連結会計年度	1,848	23	1	1,870
うち証券関連業務	前連結会計年度	63			63
	当連結会計年度	26			26
うち代理業務	前連結会計年度	845			845
	当連結会計年度	875			875
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	25			25
	当連結会計年度	24			24
うち保証業務	前連結会計年度	843		254	588
	当連結会計年度	938	1	357	582
役務取引等費用	前連結会計年度	4,357	11	639	3,730
	当連結会計年度	4,079	10	608	3,481
うち為替業務	前連結会計年度	385	11		397
	当連結会計年度	361	10		371

- (注) 1 国内業務部門とは、当行及び国内連結子会社の円建取引であります。
2 国際業務部門とは当行の外貨建取引及び海外連結子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。
3 相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

(4) 国内・国際別預金残高の状況

預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	1,719,762	2,329	6,361	1,715,730
	当連結会計年度	1,742,686	2,524	6,726	1,738,484
うち流動性預金	前連結会計年度	756,377		742	755,635
	当連結会計年度	773,812		916	772,895
うち定期性預金	前連結会計年度	950,653		5,612	945,041
	当連結会計年度	954,864		5,800	949,064
うちその他	前連結会計年度	12,731	2,329	6	15,042
	当連結会計年度	14,009	2,524	9	16,524
譲渡性預金	前連結会計年度				
	当連結会計年度				
総合計	前連結会計年度	1,719,762	2,329	6,361	1,715,730
	当連結会計年度	1,742,686	2,524	6,726	1,738,484

- (注) 1 国内業務部門とは、当行及び国内連結子会社の円建取引であります。
2 国際業務部門とは、当行の外貨建取引及び海外連結子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。
3 相殺消去額は、親子会社間の預金取引の相殺消去額を記載しております。

(5) 国内・国際別貸出金残高の状況
業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成21年 3月31日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内業務部門	1,259,578	100.00
製造業	81,213	6.44
農業	15,069	1.19
林業	718	0.05
漁業	1,017	0.08
鉱業	830	0.06
建設業	67,120	5.32
電気・ガス・熱供給・水道業	26,298	2.08
情報通信業	5,265	0.41
運輸業	28,399	2.25
卸売・小売業	118,066	9.37
金融・保険業	87,335	6.93
不動産業	118,822	9.43
各種サービス業	186,094	14.77
地方公共団体	141,559	11.23
その他	381,765	30.30
国際業務部門	1,259,578	100.00
政府等		
金融機関		
その他	1,800	100.00
合計	1,261,379	

- (注) 1 国内業務部門とは当行及び国内連結子会社の円建取引であります。
2 国際業務部門とは、当行の外貨建取引及び海外連結子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。

業種別	平成22年 3月31日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内業務部門	1,242,354	100.00
製造業	70,525	5.67
農業、林業	15,743	1.26
漁業	975	0.07
鉱業、採石業、砂利採取業	958	0.07
建設業	60,764	4.89
電気・ガス・熱供給・水道業	21,750	1.75
情報通信業	4,976	0.40
運輸業、郵便業	34,614	2.78
卸売業、小売業	116,656	9.38
金融業、保険業	62,983	5.06
不動産業、物品賃貸業	148,881	11.98
学術研究・専門・技術サービス業	2,050	0.16
宿泊業	10,178	0.81
飲食業	9,207	0.74
生活関連サービス業・娯楽業	6,125	0.49
教育・学習支援業	9,334	0.75
医療・福祉	73,480	5.91
その他のサービス	42,310	3.40
地方公共団体	175,107	14.09
その他	375,727	30.24
国際業務部門	1,651	100.00
政府等	-	
金融機関	-	
その他	1,651	100.00
合計	1,244,005	

(注) 1 国内業務部門は当行及び国内連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引及び海外連結子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 日本標準産業分類の改訂（平成19年11月）に伴い、当連結会計年度から業種の表示を一部変更しております。

外国政府等向け債権残高(国別)

該当ありません。

(6) 国内・国際別有価証券の状況

有価証券残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	146,022			146,022
	当連結会計年度	268,795			268,795
地方債	前連結会計年度	82,026			82,026
	当連結会計年度	66,638			66,638
短期社債	前連結会計年度				
	当連結会計年度				
社債	前連結会計年度	71,058			71,058
	当連結会計年度	63,958			63,958
株式	前連結会計年度	21,852		4,133	17,718
	当連結会計年度	16,275		4,136	12,139
その他の証券	前連結会計年度	39,310	9,136	300	48,146
	当連結会計年度	9,287	8,728	300	17,716
合計	前連結会計年度	360,270	9,136	4,433	364,972
	当連結会計年度	424,956	8,728	4,436	429,248

- (注) 1 国内業務部門とは、当行及び国内連結子会社の円建取引であります。
2 国際業務部門とは当行の外貨建取引及び海外連結子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。
3 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。
4 親子会社間の資本取引については、全て相殺消去しております。

[次へ](#)

(単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益状況(単体)

(1) 損益の概要

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	21,361	30,531	9,170
経費(除く臨時処理分)	25,299	24,068	1,231
人件費	11,866	11,040	826
物件費	12,217	11,722	495
税金	1,215	1,305	90
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	3,937	6,463	10,400
一般貸倒引当金繰入額	3,346	1,685	1,661
業務純益	590	8,149	8,739
うち債券関係損益	9,347	1,054	10,401
臨時損益	20,622	5,134	15,488
株式関係損益	10,234	435	10,669
不良債権処理損失	11,005	4,595	6,410
貸出金償却	3,095	2,220	875
個別貸倒引当金繰入額	6,640	2,233	4,407
債権売却損	1,122	10	1,112
偶発損失引当金繰入額	139	129	10
その他	6		6
その他臨時損益	616	974	1,590
経常利益(は経常損失)	21,213	3,014	24,227
特別損益	302	37	339
うち固定資産処分損益	144	112	32
うち減損損失	261	70	191
税引前当期純利益(は税引前当期純損失)	21,515	3,052	24,567
法人税、住民税及び事業税	38	29	9
法人税等調整額	5,316	979	4,337
法人税等合計	5,354	1,009	4,345
当期純利益(は当期純損失)	26,870	2,042	28,912

- (注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支
2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額
3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
5 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却
6 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

(2) 営業経費の内訳

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
給料・手当	11,175	10,314	861
退職給付費用	1,205	1,721	516
福利厚生費	94	120	26
減価償却費	1,396	1,465	69
土地建物機械賃借料	2,007	1,647	360
営繕費	84	73	11
消耗品費	424	466	42
給水光熱費	278	266	12
旅費	146	134	12
通信費	551	542	9
広告宣伝費	288	315	27
租税公課	1,215	1,305	90
その他	7,012	6,761	251
計	25,881	25,136	745

(注) 損益計算書中「営業経費」の内訳であります。

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	2.01	1.87	0.14
(イ) 貸出金利回	2.37	2.21	0.16
(ロ) 有価証券利回	1.34	1.26	0.08
(2) 資金調達原価	1.78	1.60	0.18
(イ) 預金等利回	0.28	0.20	0.08
(ロ) 外部負債利回	1.45	0.88	0.57
(3) 総資金利鞘	-	0.27	0.04

(注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3 ROE (単体)

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	7.33	12.18	19.51
業務純益ベース	1.10	15.36	16.46
当期純利益ベース	50.04	3.85	53.89

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	1,722,091	1,745,210	23,119
預金(平残)	1,710,279	1,724,311	14,032
貸出金(未残)	1,259,003	1,242,176	16,827
貸出金(平残)	1,239,262	1,222,371	16,891

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	1,350,450	1,360,500	10,050
法人	298,510	306,797	8,287
公金	62,954	69,815	6,861
金融機関	10,176	8,097	2,079
合計	1,722,091	1,745,210	23,119

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	399,058	393,579	5,479
住宅ローン残高	338,135	335,313	2,822
その他ローン残高	60,922	58,266	2,656

(4) 中小企業等貸出金

		前事業年度 (A)	当事業年度 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	842,512	840,350	2,162
総貸出金残高	百万円	1,259,003	1,242,176	16,827
中小企業等貸出金比率	/ %	66.91	67.65	0.74
中小企業等貸出先件数	件	133,001	128,370	4,631
総貸出先件数	件	133,262	128,636	4,626
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.80	99.79	0.01

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分が含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

[次へ](#)

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前事業年度		当事業年度	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受				
信用状				
保証	1,711	12,879	1,521	11,947
計	1,711	12,879	1,521	11,947

6 内国為替の状況(単体)

区分		前事業年度		当事業年度	
		口数(千口)	金額(百万円)	口数(千口)	金額(百万円)
送金為替	各地へ向けた分	4,909	3,975,762	4,528	3,737,577
	各地より受けた分	6,730	3,913,402	6,466	3,652,968
代金取立	各地へ向けた分	40	23,309	37	19,359
	各地より受けた分	53	46,009	48	38,866

7 外国為替の状況(単体)

区分		前事業年度	当事業年度
		金額(百万米ドル)	金額(百万米ドル)
仕向為替	売渡為替	90	51
	買入為替	12	8
被仕向為替	支払為替	81	79
	取立為替	0	0
合計		185	139

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては、標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成21年3月31日	平成22年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	24,167	34,167
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本剰余金	19,775	29,773
	利益剰余金	1,645	3,745
	自己株式()	2,665	2,695
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()	491	656
	その他有価証券の評価差損()		
	為替換算調整勘定		
	新株予約権		
	連結子法人等の少数株主持分	8,063	8,062
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	8,000	8,000
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()		
計 (A)	50,495	72,397	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	8,000	8,000	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	539	509
	一般貸倒引当金	5,191	4,937
	負債性資本調達手段等	17,000	17,000
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	17,000	17,000
	計	22,730	22,447
うち自己資本への算入額 (B)	22,730	22,447	
控除項目	控除項目(注4) (C)	429	412
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	72,795	94,431
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	750,548	716,195
	オフ・バランス取引等項目	14,967	11,776
	信用リスク・アセットの額 (E)	765,516	727,971
	オペレーショナル・リスク相当に係る額 ((G) / 8%) (F)	65,057	62,045
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	5,204	4,963
計 (E) + (F) (H)	830,574	790,017	
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100(%)		8.76	11.95
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100(%)		6.07	9.16

- (注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

[前へ](#) [次へ](#)

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成21年3月31日	平成22年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	24,167	34,167
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本準備金	19,775	19,167
	その他資本剰余金		10,605
	利益準備金	4,392	85
	その他利益剰余金	1,840	4,120
	その他	8,063	8,064
	自己株式()	2,665	2,695
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()	491	656
	その他有価証券の評価差損()		
	新株予約権		
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合により計上される無形固定資産相当額()		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()		
	計 (A)	51,402	72,859
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	8,000	8,000
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	8,000	8,000
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	539	509
	一般貸倒引当金	5,197	4,945
	負債性資本調達手段等	17,000	17,000
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	17,000	17,000
	計	22,736	22,455
うち自己資本への算入額 (B)	22,736	22,455	
控除項目	控除項目(注4) (C)	417	412
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	73,721	94,902
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	754,046	718,713
	オフ・バランス取引等項目	14,967	11,776
	信用リスク・アセットの額 (E)	769,014	730,489
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	62,561	60,821
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	5,004	4,865
	計(E) + (F) (H)	831,575	791,311
単体自己資本比率（国内基準） = D / H × 100(%)		8.86	11.99
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100(%)		6.18	9.20

(注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(*) 優先出資証券の概要

連結自己資本比率（国内基準）及び単体自己資本比率（国内基準）における自己資本の基本的項目に算入しております海外特別目的会社の発行する優先出資証券の主要な性質は次のとおりであります。

発行体	Michinoku Preferred Capital Cayman Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券（以下、「本優先出資証券」）
償還期日	定めなし。 ただし、平成30年1月の配当支払日以降のいずれかの配当支払日に、発行体はその裁量により、事前の通知を行うことで、本優先出資証券の全部（一部は不可）を償還することができる。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認を必要とする。
配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間（平成30年の配当支払日まで）は固定配当、ただし、平成30年1月の配当支払日以降については、変動配当が適用されるとともに、ステップ・アップ配当が付与される。
発行総額	80億円（1口あたり10,000,000円）
発行日	平成19年9月26日
配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日（初回配当支払日は平成20年1月25日） 該当日が営業日でない場合は、直後の営業日とし、直後の営業日が翌月となる場合には直前の営業日とする。
配当停止事由	以下の強制停止事由が発生した場合、配当支払日における配当は支払われず任意停止事由が発生した場合、当行は配当を停止することができる。 (1) 以下のいずれかの強制停止事由 ・ 当行につき、清算手続(会社法に基づく特別清算手続を含む。)が開始された場合、当行に対して破産手続開始の決定がなされた場合、若しくは当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画が認可された場合(清算事由) ・ 当行につき、会社更生法に基づく更生手続の開始決定、若しくは民事再生法に基づく再生手続の開始決定がなされた場合(更生事由) ・ 当行につき、債務を弁済期において弁済する能力がない場合若しくは債務超過である場合(支払不能事由) ・ 監督当局が、当行が支払不能若しくは債務超過の状態にあること、若しくは当行を管理の対象とすることを宣言した場合(公的介入) (2) 以下のいずれかの任意停止事由 ・ 銀行関連規制にしたがって計算される当行の自己資本比率又は基本的項目の比率が最低水準を下回っており、かつかかる状態が継続している場合(監督事由) ・ 当行が直近に終了した事業年度について普通株式に対する配当を行わず、かつ行わないことを宣言した場合、また、配当が支払われる場合においても、配当制限もしくは分配可能額制限の適用がある場合には、それぞれ制限を受ける。
強制配当事由	ある事業年度について、当行が当行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する。 但し、いずれの配当支払日においても、当該配当支払日に関して、強制停止事由が生じておらず、かつ有効な停止通知が交付されていないことを条件とする。
残余財産分配請求額	1口あたり10,000,000円

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成21年3月31日	平成22年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	181	145
危険債権	362	333
要管理債権	16	10
正常債権	12,219	12,105

[前へ](#)

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

当行は、平成21年9月、金融機能強化法に基づく公的資金の活用にあたり「経営強化計画」を発表いたしました。本計画は、まさに地域経済が未だ未曾有の難局にあるなかで、頑張っている地元の皆さまをこれまで以上に全力を挙げて応援していくために宣言した「みちのく銀行の決意」すなわち第二次中期経営計画の実行計画そのものであります。

平成22年度は、この第二次中期経営計画（3年計画）の2年目になりますが、これまで整備した経営基盤を更に充実させるとともに、地域密着型金融の徹底した推進により、引き続き、当行の目指すべき銀行像である「地域において圧倒的な存在感を持つ『地域最優の銀行』」の実現を目指し、「営業力の強化」「収益力の強化」「人材・組織の活性化と専門性の強化」「経営管理態勢の強化」「地域社会への貢献」の5つの重点方針を定め、これらの課題達成に向け活動してまいります。

一つ目の「営業力の強化」につきましては、平成21年度に、更なる営業推進体制の強化・充実を図るため、営業店の部門体制を見直しし、窓口サービス課、法人営業課、個人営業課、融資課を設置いたしました。これにより平成22年度は、法人・個人のお客さまのニーズにより的確にお応えし、生産性の高い効果的な営業活動を展開してまいります。

戦略的なチャネル展開に向けましては、今後も、法人融資の更なる集約化や店舗の統廃合を進めていくとともに、非対面チャネルの機能充実など、継続してお客さまの利便性向上と満足度の高いサービスの提供を実践してまいります。

二つ目の「収益力の強化」につきましては、付加価値の増強に向けて地域密着型金融の推進を基軸とし、お客さまの多様な資金調達・運用ニーズに積極的にお応えしていくことに加え、経済環境等の変化に即応した有価証券運用を実践することにより、付加価値の増強に取り組んでまいります。職員一人ひとりが、より効率的で付加価値の高い業務活動を行うことを通じて、「当行全体としての生産性の向上」を図り、収益力の強化に繋げてまいります。

また、低コスト体質の実現のために、経費統制の強化と、同時に業務効率化・生産性向上への取り組みを推進するとともに、山陰合同銀行、肥後銀行とのシステム共同化メリットを最大限享受するため、事務の共同化等にも取り組んでおります。今後も重要課題の一つとして経費構造の抜本的な改革に取り組んでまいります。

三つ目の「人材・組織の活性化と専門性の強化」につきましては、平成22年度から、新しい「人材育成プログラム」をスタートさせ、お客さまのニーズに的確にお応えするための、個人営業、法人営業におけるコンサルティング力の強化や、お客さま満足度の高い窓口サービスを提供できる人材の育成強化に取り組んでまいります。業績推進、業務管理、コンプライアンス、リスク管理など、バランスある人材をこれまで以上に育成し、適材適所の人材配置により活力ある組織づくりに取り組んでまいります。

四つ目の「経営管理態勢の強化」につきましては、引き続きコンプライアンスの徹底を経営の最重要事項と位置づけ、全役職員がコンプライアンスマインドを常に高く持ち、誠実かつ公正な企業活動を遂行すべく、コンプライアンス管理態勢を更に強化してまいります。

A L M・統合的リスク管理態勢の強化に向けましては、経営の健全性維持と収益力向上を高いレベルで同時に実現することを目指し、平成21年9月に「A L M部」を新設いたしました。

今後は、信用リスク、市場リスクなどの主要なリスクを統合的にマネジメントすることにより、経営環境の変化に対応した経営管理態勢の高度化を図ってまいります。

与信管理態勢におきましては、経営改善、企業再生に向けた取り組みを一層強化することなどにより、新たな不良債権の発生を抑制するとともに、地域経済の活性化に寄与すべく、管理態勢の強化を図ってまいります。

また、金融円滑化への取り組みといたしまして、平成20年10月に宣言した「みちのく銀行の決意」のとおり、頑張っている地元の皆さまからのご相談を全力で受け止め、「真の問題解決」に向け総力を挙げて取り組んでまいりました。中小企業金融円滑化法の施行も受け、今後も更なる態勢の強化を図ってまいります。

五つ目の「地域社会への貢献」につきましては、CSR活動等、社会貢献活動、地域経済の活性化支援、環境保全に向けた活動への取り組みの一環として、「チーム青森応援定期預金」・「エコ定期預金」の販売、「みちのく・ふるさと貢献基金」による助成活動等を実践してまいりました。今後も引き続き、地域金融機関としての使命を果たすべく、CSR活動を積極的に展開してまいります。

株主の皆さま、お取引先の皆さま、そして地域の皆さまに、「みちのく銀行」をより深くご理解いただくため、ホームページの刷新等を行いました。今後も積極的な情報開示、情報発信を継続してまいります。

「第二次中期経営計画」の2年目である平成22年度は、あらゆる面において、総合力を発揮できる力強い組織づくりや人材育成に加え、生産性向上に果敢に挑戦してまいります。お客さまの声に耳を傾け、ニーズを的確に把握したうえで、真にお役に立てるよう、全役職員一丸となって誠心誠意努力を重ねてまいりますので、一層のご支援、ご愛顧を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

4 【事業等のリスク】

当行及び当行グループ(以下、本項目においては「当行」という)の事業等に関するリスクとして、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主なリスクには、以下のようなものがあります。当行は、これらのリスク発生の可能性を十分に認識したうえで、リスクの抑制と発生の回避を図るとともに、リスクが顕在化した場合の適正な対応に努めております。なお、本項には将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、当連結会計年度末現在において当行が判断したものであります。

(1) 信用リスク

当行の主要業務である貸出業務をはじめとする資金運用業務については、相手先の業況悪化等により元利金の回収が出来なくなる信用リスクが存在いたします。国内外の景気動向、融資先の経営状況、不動産価格の変動等その他予期せざる要因が発生した場合には、当行の不良債権及び与信費用が想定以上に増加し、その結果、当行の業績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

(2) 市場リスク

当行では、貸出業務に次ぐ資金運用業務として、債券、株式等の有価証券投資を行っておりますが、これらについては、金利、価格、為替の変動にともなって損失が発生する市場リスクが存在いたします。今後市場金利が大幅に上昇した場合には、国債等の保有債券の価格下落により、また、株式市況全般が大幅に下落した場合には、保有株式の価格下落により、評価損又は減損及び売却損等が発生し、その結果、当行の業績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

(3) 流動性リスク

市場環境の変化や当行の信用状況が悪化した場合等には、必要な資金が確保できなくなるリスクのほか、資金の確保にあたって著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより当行の業績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

(4) 事務リスク

事務リスクの回避に向けて事務管理体制の強化に取り組んでおりますが、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こした場合には、経済的損失や信用失墜等を被る可能性があります。

(5) システムリスク

コンピュータシステムの安定稼働に最善を尽くし、障害発生防止に万全を期しておりますが、災害等によるものも含め、コンピュータシステムの停止または誤作動等によるシステム障害が発生した場合には、当行の業務遂行や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 法務リスク

各種法令や行内規程等の絶対的遵守に関する適切な管理を基本方針と定め、健全な経営及び業務運営に努めておりますが、銀行経営及び業務運営全般における法令遵守が軽視された場合、各種法令・規則等に基づく処分等を受けることになるほか、当行に対する訴訟等が提起された場合、経済的損失や信用失墜等を被る可能性があります。

(7) 情報漏洩リスク

顧客情報の管理につきましては、万全を期しておりますが、これらの情報が漏洩、紛失等した場合、当行の信用失墜等から当行の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 風評リスク

風評が流布された場合、当行の信頼度が損なわれ、評判が悪化することにより、経済的損失や信用失墜等から当行の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 防災・防犯リスク

地震などの災害、犯罪といった非常事態の発生により、当行の業務遂行や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(10) 自己資本比率が悪化するリスク

当行は、自己資本比率について「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（金融庁告示第19号）に定められる国内基準の4%以上を維持することが求められています。

当行の自己資本比率が上記の基準を下回った場合、金融庁長官から早期是正措置の対象として業務の一部停止等の命令を受けるおそれがあります。なお、自己資本比率に悪影響を及ぼすものとして、以下の例が挙げられます。

(イ) 貸倒引当金等の与信費用の増加

(ロ) 金利や株式市況の変化による保有有価証券の価格下落、減損の発生

(11) 繰延税金資産に係るリスク

当行は、将来における課税所得の見積り等により繰延税金資産を計上しておりますが、見積りの前提となる将来課税所得等の変動により、繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断された場合には、当行の繰延税金資産が減額され、その結果、当行の業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(12) 公的資金に伴うリスク

当行は、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」に基づき、公的資金による資本増強を行っており、これに伴い「経営強化計画」を金融庁に提出しております。

当行では、同計画の達成に向けて高い収益力と安定した経営基盤の確立に全力で取り組んでおりますが、公的資金を返済するまでの間に、その履行状況が不十分な場合には、当局より業務改善命令等の措置を受ける可能性があります。

(13) その他のリスク

外部格付機関により当行の格付けが引き下げられた場合のリスク、年金資産の運用利回り低下等による退職給付債務に係るリスク等により当行の業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

6 【研究開発活動】

該当ありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

(1) 財政状態

預金につきましては、前年同期比227億円増加し1兆7,384億円となりました。このうち個人預金は、「チーム青森応援定期預金」等の新商品販売の効果等もあり前年同期比101億円増加して1兆3,605億円となりました。

貸出金につきましては、地元経済が依然として厳しい状況にあるなか、住宅ローン等の個人ローンは減少したものの、法人営業体制強化の効果により、地元（青森県内・函館地区）の貸出は増加いたしました。一方で、県外都市部の貸出が減少したことにより、貸出金全体では、前年同期比173億円減少し1兆2,440億円となりました。

有価証券残高につきましては、金融市場が依然として不安定ななか、適切なりスクコントロールを行い、保有株式など高リスク資産を圧縮するとともに、安定した収益確保の観点から資金を国債等への投資に振り向けた結果、前年同期比643億円増加の4,292億円となりました。

(2) 経営成績

当期の経営成績（連結ベース）は、政策金利の引下げ等により経常収益は前年同期比減少となりましたが、有価証券関係損益については、市場動向を睨みながら資金利益の安定的な確保を目指してポートフォリオの組替等を行ったことから前年同期比210億71百万円増加し14億90百万円の利益を計上いたしました。また、与信費用については、引き続き地元経済の停滞を背景に不良債権処理及び予防的な引当を計上したものの、経営改善支援活動の効果による引当の戻し等も発生したことから前年同期比52億28百万円減少し34億27百万円となりました。この結果、経常利益については、前年同期比247億85百万円増加の37億92百万円となりました。

また、当期純利益につきましては、経常利益の増加等により前年同期比295億80百万円増加の24億91百万円となりました。

連結損益状況（連結損益計算書ベース）

	前連結会計年度(A) (百万円)	当連結会計年度(B) (百万円)	増減(B) - (A) (百万円)
連結粗利益	23,410	32,658	9,248
資金利益	30,677	29,622	1,055
役務取引等利益	2,300	2,355	55
その他業務利益	9,568	680	10,248
営業経費	26,822	25,967	855
貸倒償却引当費用	8,655	3,427	5,228
うち貸出金償却	3,130	2,244	886
うち個別貸倒引当金繰入額	7,284	2,694	4,590
うち一般貸倒引当金繰入額	3,121	1,731	1,390
うち債権売却損	1,215	89	1,126
株式等関係損益	10,176	435	10,611
持分法による投資損益	0		0
その他	1,249	93	1,156
経常利益（は経常損失）	20,993	3,792	24,785
特別損益	330	51	381
税金等調整前当期純利益 （は税金等調整前当期純損失）	21,323	3,843	25,166
法人税、住民税及び事業税	46	172	126
法人税等調整額	5,510	828	4,682
法人税等合計	5,556	1,000	4,556
少数株主利益	208	351	143
当期純利益（は当期純損失）	27,089	2,491	29,580

(注) 連結粗利益 = (資金運用収益 - 資金調達費用) + (役務取引等収益 - 役務取引等費用) + (その他業務収益 - その他業務費用)

(3) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの状況につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローにおいては、預金の増加等により前連結会計年度比547億円増加して346億円の増加となりました。投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、有価証券の取得等により前連結会計年度比880億円減少して536億円の減少、財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、新株（A種優先株式）の発行による収入等により前連結会計年度比240億円増加して190億円の増加となりました。

この結果、現金及び現金同等物の期末残高は、前連結会計年度末比60百万円増加して367億円となりました。

(参考) 自己資本比率の状況

経営健全性の指標である自己資本比率につきましては、当連結会計年度の利益に加え、昨年9月に金融機能強化法に基づく、優先株200億円の発行による資本の増強を図ったこともあり、国内基準行に求められている4%を大幅に上回る、11.95%と十分な水準を確保しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当行および連結子会社では、多様化する顧客ニーズに応えるべく、サービス機能の向上や事務の合理化・効率化を目的としたシステム投資等を行っております。また、当連結会計年度は、国道支店や事務集中部門の移転等のための投資を行った結果、ソフトウェアを含めた設備投資の総額は39億円となりました。

なお、営業上重要な影響を及ぼすような設備の売却、滅失はありません。

2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

銀行業務

平成22年3月31日現在

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	リース 資産	動産	合計	従業員数 (人)
					面積(m ²)	帳簿価格(百万円)					
当行		本店ほか 83か店	青森県	店舗	73,755.62 (13,340.41)	4,720	2,094	990	963	8,768	1,056
		函館支店 ほか 7か店	北海道	店舗	11,053.03 (1,721.29)	887	225		70	1,183	97
		盛岡支店 ほか 3か店	岩手県	店舗	2,215.72 (600.00)	72	14		15	102	35
		秋田支店 ほか 3か店	秋田県	店舗	2,219.28 (78.00)	87	11		13	113	28
		仙台支店	宮城県	店舗			0		3	3	9
		東京支店	東京都	店舗	26.00 (26.00)		23		8	32	12
		上海駐在員 事務所	海外	事務所			1		6	8	2
		事務 センター	青森県 ほか	事務 センター	5,018.22	575	270		230	1,076	50
		研修会館	青森県	研修会館	5,054.83 (487.57)	164	542		15	722	
		社宅	青森県 ほか	社宅、寮 倉庫、そ の他施設	135,831.10 (298.48)	929	207		6	1,142	
		計		235,173.80 (16,551.75)	7,436	3,391	990	1,334	13,153	1,289	

その他

平成22年3月31日現在

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	リース 資産	動産	合計	従業員数 (人)
					面積(m ²)	帳簿価格(百万円)					
国内 連結 子会社	みちのく サービス センター	本社ほか	青森県	賃貸用 店舗	8,911.23	145	48		0	194	18

- (注) 1 土地の面積欄の()内は借地の面積(うち書き)であり、その年間賃借料は建物も含め538百万円であります。
2 動産は、事務機械771百万円、その他563百万円であります。
3 当行の店舗外現金自動設備239か所、海外駐在員事務所1か所は上記に含めて記載しております。
4 上記には、関係会社に貸与している建物が含まれており、その内容は次のとおりであります。
本店 建物431百万円の一部等
5 上記の他、リース契約による主な賃借設備は次のとおりであります。

	会社名	事業(部門) の別	店舗名その他	所在地	設備の内容	従業員数(人)	年間リース料 (百万円)
当行		銀行業務	本店ほか	青森県ほか	現金自動設 備(A T M)		56
		銀行業務	本店ほか	青森県ほか	端末関連設 備		17
		銀行業務	本店ほか	青森県ほか	事務機関連 設備		43
		銀行業務	本店ほか	青森県ほか	システム関 連設備		479
		銀行業務	本店ほか	青森県ほか	自動車等		197

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である、重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設・改修

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	事業(部門) の別	設備の内容	投資予定金額(百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
当行	本店他		更改	銀行業	サブシステム	372	6	自己資金	平成21年 4月	平成23年 5月
	本店	青森県	改修	銀行業	建物機械設備	165		自己資金	平成22年 6月	平成23年 3月

(注) 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

(2) 売却

該当ございません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	600,000,000
A種優先株式	300,000,000
計	600,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成22年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年6月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	150,895,263	同左	東京証券取引所 市場第一部	(注)1
A種優先株式	40,000,000	同左	非上場	(注)2
計	190,895,263	同左		

(注)1. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式(単元株式数1,000株)であります。

2. 無議決権株式(単元株式数1,000株)であります。また、会社法第322条第2項の規定による定款の定めはありません。なお、A種優先株式は法令の定めにより一定の場合を除き議決権を行使することができない無議決権株式であります。

(1) A種優先配当金

当銀行は、定款第42条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記に定める配当年率(以下「A種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)(以下、「A種優先配当金」という。)の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して下記(5)に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) A種優先配当年率

平成22年3月31日に終了する事業年度に係るA種優先配当年率

$$\text{A種優先配当年率} = \text{初年度A種優先配当金} \div \text{A種優先株式1株当たりの払込金額相当額}$$
(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)

上記の算式において「初年度A種優先配当金」とは、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記に定める日本円TIBOR(12ヶ月物)(ただし、A種優先株式の発行決議日をA種優先配当年率決定日として算出する。)に0.95%を加えた割合(%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨

五入する。)を乗じて得られる数に、払込期日より平成22年3月31日までの実日数である183を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額の金銭(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。)とする。

平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当年率

$$A種優先配当年率 = 日本円TIBOR(12ヶ月物) + 0.95\%$$

なお、平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、毎年4月1日(ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日)(以下「A種優先配当年率決定日」という。)の午前11時における日本円12ヶ月物トーカー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR(12ヶ月物)が公表されていない場合は、A種優先配当年率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR12ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を、日本円TIBOR(12ヶ月物)に代えて用いるものとする。「営業日」とはロンドン及び東京において銀行が外貨及び為替取引の営業を行っている日をいう。

ただし、上記の算出の結果が8%を超える場合には、A種優先配当年率は8%とする。

(3) 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(5) A種優先中間配当金

当銀行は、定款第43条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭(以下「A種優先中間配当金」という。)を支払う。

(6) 残余財産

残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に下記に定める経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

経過A種優先配当金相当額

A種優先株式1株当たりの経過A種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数にA種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。)をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(7) 議決権

A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、A種優先株主は、定時株主総会にA種優先配当金の額全部(A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、A種優先配当金の額全部(A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、A種優先配当金の額全部(A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(8) 普通株式を対価とする取得請求権

取得請求権

A種優先株主は、下記に定める取得を請求することのできる期間中、当銀行に対し、自己の有するA種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、A種優先株主がかかる取得の請求をしたA種優先株式を取得すると引換えに、下記に定める財産を当該A種優先株主に対して交付するものとする。ただし、単元未満株式については、本(8)に規定する取得の請求をすることができないものとする。

取得を請求することのできる期間

平成29年4月1日から平成36年9月30日まで(以下「取得請求期間」という。)とする。

取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記ないしに定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日(取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所(当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所)における当銀行の普通株式の終値(気配表示を含む。以下「終値」という。)が算出されない日を除く。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌日以降、取得価額は、決定日まで(当日を含む。)の直近の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで(当日を含む。)の間に、下記に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

下限取得価額

A種優先株式の発行決議日から(当日を含まない。)の5連続取引日(ただし、終値のない日を除く。)における終値の平均値の50%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)を「下限取得価額」という(ただし、下記による調整を受ける。)

取得価額の調整

イ. A種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額(下限取得価額を含む。)を次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整する(以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。)。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(i) 取得価額調整式に使用する時価(下記ハ.に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本において同じ。))その他の証券(以下「取得請求権付株式等」という。)、または当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下「取得条項付株式等」という。)が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)

調整後取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ii) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当銀行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記二.に定義する。以下、本(iii)、下記(iv)および(v)ならびに下記八.(iv)において同じ。）をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(iv) 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ.またはロ.と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

(v) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既上記(iii)または(iv)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ.に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。

(vi) 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

ロ. 上記イ.(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。

八. (i) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額

は、本 に準じて調整する。

(ii) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

(iii) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ.(i)ないし(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ.およびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ.(iv)(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.(iv)(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.(iii)または(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。

() 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ.(ii)および(vi)の場合には0円、上記イ.(iii)ないし(v)の場合には価額（ただし、(iv)の場合は修正価額）とする。

二. 上記イ.(iii)ないし(v)および上記八.(iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

ホ. 上記イ.(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記八.(iii)に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ. 上記イ.(i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.(i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

合理的な措置

上記 ないし に定める取得価額（下記(10) に定める一斉取得価額を含む。以下、本 において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

取得請求受付場所

東京都港区芝三丁目33番1号

中央三井信託銀行株式会社 本店

なお、平成22年6月25日より取得請求受付場所を以下のとおり変更いたします。

東京都中央区八重洲一丁目2番1号

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記 に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

(9) 金銭を対価とする取得条項

金銭を対価とする取得条項

当銀行は、平成31年10月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得すると引換えに、下記 に定める財産をA種優先株主に対して交付するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(8) に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場

合には、適切に調整される。)に経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本 において は、上記(6) に定める経過A種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および 「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過A種優先配当金相当額を計算する。

(10) 普通株式を対価とする取得条項

普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていないA種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という。)をもって取得する。この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、各A種優先株主に対し、その有するA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記 に定める普通株式の時価(以下「一斉取得価額」という。)で除した数の普通株式を交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45連続取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値(終値が算出されない日を除く。)に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(11) 株式の分割または併合および株式無償割当て

分割または併合

当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

平成22年2月1日以後に開始する事業年度に係る有価証券報告書から適用されるため、記載事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年6月25日		150,895		24,167	10,607	9,167
平成21年9月30日	40,000	190,895	10,000	34,167	10,000	19,167

(注) 1 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振替えたものであります。

2 第三者割当 (A種優先株式)

発行株数 40,000千株

発行価格 500円

資本組入額 250円

割当先 株式会社整理回収機構

(6) 【所有者別状況】

普通株式

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	1	60	29	971	72		9,286	10,419	
所有株式数 (単元)	2	56,099	2,877	30,312	7,942		51,877	149,109	1,786,263
所有株式数 の割合(%)	0.00	37.62	1.92	20.32	5.32		34.79	100.00	

(注) 自己株式8,210,237株は「個人その他」に8,210単元、「単元未満株式の状況」に237株含まれております。

A種優先株式

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		1						1	
所有株式数 (単元)		40,000						40,000	
所有株式数 の割合(%)		100.00						100.00	

(7) 【大株主の状況】

所有株式数別

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	40,000	20.95
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	12,060	6.31
みちのくリース株式会社	青森県青森市橋本一丁目4番10号	3,936	2.06
株式会社みずほコーポレート 銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	3,757	1.96
みちのく銀行行員持株会	青森県青森市勝田一丁目3番1号	3,405	1.78
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	3,176	1.66
みちのく銀行共済会	青森県青森市勝田一丁目3番1号	3,175	1.66
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク 銀行株式会社)	1299 OCEAN AVENUE, 11F, SANTA MONICA, CA 90401 USA (東京都品川区東品川二丁目3番14号)	2,698	1.41
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	2,504	1.31
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号	2,417	1.26
計		77,129	40.40

- (注) 1 所有株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3 大株主は、平成22年3月31日現在の株主名簿に基づくものであります。
4 当行は、自己株式8,210千株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合4.30%)を保有しておりますが
上記記載には含めておりません。
5 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は次のとおりであります。
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) 12,060千株

所有議決権数別

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権数の 割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	12,060	8.55
みちのくリース株式会社	青森県青森市橋本一丁目4番10号	3,936	2.79
株式会社みずほコーポレート 銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	3,757	2.66
みちのく銀行行員持株会	青森県青森市勝田一丁目3番1号	3,405	2.41
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	3,176	2.25
みちのく銀行共済会	青森県青森市勝田一丁目3番1号	3,175	2.25
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク 銀行株式会社)	1299 OCEAN AVENUE, 11F, SANTA MONICA, CA 90401 USA (東京都品川区東品川二丁目3番14号)	2,698	1.91
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	2,504	1.77
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号	2,417	1.71
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,338	1.65
計		39,466	28.01

(注) 総株主の議決権に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 40,000,000		(注)1
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 8,210,000		権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 140,899,000	140,899	同上
単元未満株式	普通株式 1,786,263		(注)2
発行済株式総数	190,895,263		
総株主の議決権		140,899	

- (注)1. A種優先株式の内容については、「(1)株式の総数等 発行済株式」に記載しております。
2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式237株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社みちのく銀行	青森市勝田一丁目3番1号	8,210,000		8,210,000	4.30
計		8,210,000		8,210,000	4.30

(9) 【ストックオプション制度の内容】

平成22年6月24日の取締役会において決議されたもの。

決議年月日	平成22年6月24日
付与対象者の区分及び人数	当行取締役6、当行執行役員5
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)(注)1	当行取締役300,000、当行執行役員150,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成22年7月10日～平成47年7月9日
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要することとする。
代用払込に関する事項	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

- (1) 上記は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。
- (2) 募集新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、各募集新株予約権の目的の数（以下「付与株式数」という。）は1,000株とする。
- (3) 募集新株予約権の割当日後、当行が当行普通株式の株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は募集新株予約権のうち、当該時点で行使されていない募集新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式の分割・株式の併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当行が合併、会社分割を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とするときは、当行は取締役会において必要と認める付与株式数を調整することができる。

2. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当行の取締役（非常勤取締役を除く）及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。
- (2) 新株予約権者が、本年の定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの期間に取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合は、割り当てられた新株予約権の個数に、本年の定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの期間における在任月数（1ヶ月未満は1ヶ月とする。）を乗じ、さらに12で除した個数まで行使できるものとする。ただし、行使できる新株予約権の口数については、1個未満の端数は行使できる個数に切り上げる。
- (3) 新株予約権者が、当行と新株予約権者との間で締結する募集新株予約権の割当契約に違反した場合、又は在任中の故意・過失により当行に損害を与え、もしくは信用を毀損したと当行取締役会が認めた場合、当行取締役会は新株予約権の権利の全部又は一部を行使させないことを決議し、新株予約権者はその決議に基づき、別途何らかの意思表示をすることなく当然に募集新株予約権の権利を放棄するものとする。
- (4) 新株予約権者は、割り当てられた募集新株予約権の全部を一括して行使するものとする。

3. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併（当行が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る）、又は株式交換または株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより付与を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(4) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算定した資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額とする。新株予約権の行使により増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から資本金とした額を減じた金額とする。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	201,681	35,440,002
当期間における取得自己株式	15,061	2,803,263

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成22年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区 分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(買増請求による売却)	16,313	5,381,030	1,376	451,531
保有自己株式数	8,210,237		8,223,922	

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成22年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買増請求による株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当行は、銀行業としての公共性に鑑み、永続的に財務体質の強化を図りつつ、安定的な配当を継続していくことで、株主の皆さまへの利益還元を努めていくことを配当の基本方針としております。

当行の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針としております。配当の決定機関は、期末配当は株主総会であり、また、取締役会決議にて会社法454条第5項に規定する中間配当を実施することができる旨定款で定めております。

平成21年9月には、金融機能強化法に基づく優先株200億円の発行により資本の増強を図りました。本優先株発行にあたり発表した経営強化計画の着実な遂行により安定した業績を確保することで、利益剰余金（内部留保）の積み上げを図り、普通株式の増配等株主さまへの一層の利益還元策を不断に検討すると共に、早期に公的資金をご返済出来るよう、一層の取り組みを強化してまいります。

こうした方針のもと、当事業年度の普通株式の配当は、今後の安定的な財務基盤の維持・強化の両面から、1株あたり3円（期末配当3円）、A種優先株式については、定款および発行要項の定めに従い、1株当たり4.109円（期末配当4.109円）とさせていただきます。

（注）基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たりの配当額 （円）
平成22年6月24日 定時株主総会決議	普通株式	428	3.000
平成22年6月24日 定時株主総会決議	A種優先株式	164	4.109

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

普通株式

回次	第34期	第35期	第36期	第37期	第38期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
最高(円)	580	563	429	344	259
最低(円)	428	388	292	162	155

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

A種優先株式

A種優先株式は、非上場株式であるため該当ありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

普通株式

月別	平成21年 10月	11月	12月	平成22年 1月	2月	3月
最高(円)	207	203	182	195	180	198
最低(円)	194	155	160	165	164	175

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

A種優先株式

A種優先株式は、非上場株式であるため該当ありません。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役頭取	代表 取締役	杉本 康雄	昭和22年2月27日生	昭和44年6月 弘前相互銀行入行 平成元年12月 当行根城支店長 平成3年4月 国道支店長 平成6年4月 業務推進部長 平成8年6月 取締役業務推進部長 平成9年10月 取締役企画調整部長 平成12年6月 常務取締役人事部長 平成13年1月 常務取締役 平成14年8月 取締役 平成15年6月 取締役古川支店長 平成16年6月 兼ユニバース沖館出張所長 みちのくユーシーカード株式会社 代表取締役社長 平成17年4月 みちのくカード株式会社 代表取締役社長 平成17年6月 当行顧問 平成17年6月 代表取締役頭取 平成18年3月 代表取締役頭取兼執行役員(現職)	平成22年6月 から1年	普通株式 21
取締役副頭取	代表 取締役	寺尾 進	昭和21年2月4日生	昭和43年4月 青和銀行入行 平成2年4月 当行二戸支店長 平成5年4月 河原木支店長 平成8年6月 盛岡支店長 平成10年6月 八戸支店長 平成12年6月 札幌支店長 平成14年6月 八戸支店長 平成17年6月 執行役員八戸支店長 平成18年3月 常務執行役員 平成19年6月 取締役兼常務執行役員 平成20年3月 代表取締役兼専務執行役員 平成21年4月 代表取締役副頭取兼執行役員 (現職)	平成22年6月 から1年	普通株式 6
取締役		高田 邦洋	昭和32年5月18日生	昭和56年4月 当行入行 平成11年4月 小柳支店長 平成14年6月 堅田支店長 平成17年12月 経営企画部長 平成18年3月 執行役員経営企画部長 平成18年6月 取締役兼執行役員経営企画部長 平成19年4月 取締役兼執行役員 平成20年3月 取締役兼常務執行役員(現職)	平成22年6月 から1年	普通株式 7
取締役		熊地 貴志	昭和31年10月21日生	昭和54年4月 当行入行 平成7年4月 旭ヶ丘支店長 平成9年3月 下土手町支店副支店長 平成9年7月 堅田支店長 平成12年6月 深浦支店長 平成15年10月 岩木支店長 平成17年12月 コンプライアンス統括部副部長 平成19年2月 監査部長 平成19年4月 執行役員監査部長 平成21年4月 常務執行役員 平成21年6月 取締役兼常務執行役員(現職)	平成22年6月 から1年	普通株式 3

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		稲庭 勉	昭和36年4月10日生	昭和60年4月 当行入行 平成16年6月 問屋町支店長 平成17年7月 審査管理部副部長 平成17年12月 審査管理部長 平成18年3月 執行役員審査部長 平成19年2月 執行役員 平成19年3月 執行役員本店営業部長 平成22年4月 常務執行役員 平成22年6月 取締役兼常務執行役員(現職)	平成22年6月 月から1年	普通株式 1
取締役		松木 昭彦	昭和33年1月13日生	昭和55年4月 当行入行 平成18年7月 事務統括部長 平成20年3月 執行役員事務統括部長 平成22年4月 常務執行役員 平成22年6月 取締役兼常務執行役員(現職)	平成22年6月 月から1年	普通株式 16
取締役		柳谷 透	昭和16年4月3日生	昭和39年4月 株式会社双葉精密入社 昭和42年10月 油研工業株式会社入社 昭和55年4月 学校法人八戸工業大学参事 昭和57年4月 事務部庶務課長 昭和62年4月 総務課長 昭和63年4月 事務局次長 平成3年4月 事務局長 平成7年9月 専務理事 平成11年1月 理事長(現職) 平成17年6月 当行取締役(現職)	平成22年6月 月から1年	
取締役		藤井 正夫	昭和23年6月12日生	昭和59年4月 第一東京弁護士会弁護士登録 昭和59年4月 岩田合同法律事務所入所 平成5年9月 同事務所パートナー(現職) 平成15年3月 奥多摩工業株式会社監査役 (現職) 平成18年4月 株式会社ネオジャパン監査役 (現職) 平成22年6月 当行取締役(現職)	平成22年6月 月から1年	
常勤監査役		佐藤 郁夫	昭和27年8月9日生	昭和50年4月 日本銀行入行 昭和63年7月 大阪支店調査役 平成2年2月 管財局調査役 平成2年5月 文書局調査役 平成5年11月 長野事務所長 平成8年5月 考査局考査役 平成10年8月 整理回収銀行(大阪本部企画部長) へ出向 平成11年4月 整理回収機構(整理部次長)へ出向 平成15年1月 業務局代理店課長 平成18年5月 業務局企画役 平成18年6月 当行常勤監査役(現職)	平成22年6月 月から4年	普通株式 3
常勤監査役		石田 久	昭和28年1月6日生	昭和46年3月 弘前相互銀行入行 平成9年10月 当行白銀支店長 平成12年6月 審査部副部長 平成14年4月 亀田支店長 平成16年8月 秘書室長 平成17年12月 コンプライアンス統括部長 平成19年6月 常勤監査役(現職)	平成19年6月 月から4年	普通株式 7
監査役		榊 佳弘	昭和28年12月20日生	昭和51年4月 大都魚類株式会社入社 昭和55年4月 マルヨ水産株式会社入社 昭和58年2月 専務取締役 平成3年5月 代表取締役社長(現職) 平成11年6月 当行監査役(現職)	平成21年6月 月から4年	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役		白土泰次	昭和19年6月29日生	昭和42年4月 富士銀行入行 昭和62年10月 青森支店長 平成2年12月 錦糸町支店長 平成4年5月 小松川支店長 平成6年5月 関連事業部長 平成10年3月 芙蓉総合開発株式会社代表取締役社長 平成14年4月 芙蓉総合リース株式会社常務取締役 平成15年5月 株式会社エフ・ジー・エル・サービス代表取締役社長 平成16年6月 芙蓉オートリース株式会社取締役 平成17年6月 当行監査役(現職) 平成17年10月 株式会社エフ・ジー・エル・サービス取締役 平成19年6月 日本担当証券株式会社取締役 平成21年4月 芙蓉総合リース株式会社取締役	平成21年6月 から4年	
監査役		東康夫	昭和23年2月2日	昭和46年3月 日曹エンジニアリング株式会社入社 昭和57年3月 東北化学薬品株式会社入社 昭和59年2月 同社常務取締役 昭和62年1月 同社代表取締役社長 平成19年6月 当行監査役(現職) 平成21年12月 同社取締役会長(現職)	平成21年6月 から4年	
監査役		鳥谷部 眞実	昭和39年2月8日	平成6年3月 株式会社ヤマウ鳥谷部商店取締役 平成6年3月 株式会社ヤマウ鳥谷部臨港倉庫取締役 平成13年12月 株式会社ヤマウ鳥谷部商店代表取締役社長(現職) 平成13年12月 株式会社ヤマウ鳥谷部臨港倉庫代表取締役社長(現職) 平成20年6月 当行監査役(現職)	平成21年6月 から4年	普通株式 13
計						78

- (注) 1 取締役柳谷透、藤井正夫は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
また、藤井正夫は株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。
- 2 監査役佐藤郁夫、榊佳弘、白土泰次、東康夫、鳥谷部眞実は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
また、佐藤郁夫は株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。
- 3 当行は、業務執行と監督の分離による迅速な意思決定を目的として執行役員制度を導入しております。
取締役を兼務しない執行役員は下記のとおりです。

氏名	地位及び担当
加藤 政弘	常務執行役員
福井 荘一	常務執行役員市場金融部長
古川 紀久	執行役員総務部長
佐藤 正明	執行役員弘前営業部長
古川 博章	執行役員函館支店長

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当行のコーポレート・ガバナンスの状況は次のとおりです。

なお、本項目は事業年度末日の状況によっておりますが、取締役・監査役の人員構成は有価証券報告書提出日における異動も踏まえ記載しております。

企業統治の体制の概要等

当行は監査役制度を採用しており、当行の監査役は6名(常勤監査役2名、非常勤監査役4名)となっております。監査の実効性を確保するため、監査役は全員が取締役会に出席しているほか経営会議等の重要会議に常勤監査役が出席しております。

なお、監査役制度をより有効に機能させるため、監査役会直轄の専任部署として監査役室を設置し、監査体制の充実を図っております。

経営の意思決定機能につきましては、月1回の「取締役会」および必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項についての意思決定を行っております。

取締役は総員8名で、うち社外取締役は2名であります。

また、取締役会の委任を受けた事項について、協議・決議する機関として代表取締役および取締役兼役付執行役員で構成される「経営会議」を週1回の定例開催および必要に応じて都度開催し、迅速な意思決定を行っております。

このほか、弁護士や公認会計士、学識経験者などの幅広い知識や経験を有した外部有識者の意見を経営に反映させた恒常的な組織として「内部統制委員会」を設置しており、会社法に基づく、内部統制システムの体制整備に向けた取り組みにより、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

このように当行では、経営のガバナンス態勢を強化するため、社外取締役、社外監査役の積極的な登用および外部有識者で構成する内部統制委員会の設置等、ガバナンス強化を最重要課題と捉え、重点的に取り組んでまいりました。本体制により、経営環境の変化に対応しながら経営効率の向上や経営の健全性確保等に取組むとともに、経営の業務執行に対する監視、牽制機能を有効に機能させたガバナンス態勢が構築できるものと考え、現状の体制を採用しております。

金融機関の直面するリスクはますます複雑化してきております。このような環境下において、各種リスクの的確な把握と適正なコントロールが重要な経営課題であると認識しております。このため、リスク管理の統括部署として、「リスク統括部」を設置し、「リスク管理規程」等の規程を整備するなどして、全役職員への周知徹底・浸透を図り、行内のリスク管理態勢の向上を図っております。また、リスク管理態勢の強化を図るため、年度毎に策定する「リスク管理方針」に基づき「リスク管理プログラム」を策定し、その推進ならびに進捗状況を管理しているほか、「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理態勢強化に向けた施策の企画立案・推進・管理を行っております。

内部統制システムにつきましては、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、「全役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制」など10項目について体制の整備を図っております。

当行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間で、当該社外取締役及び社外監査役の同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする旨の契約を締結しております。

内部監査及び監査役監査の状況

当行の内部監査は、監査部（平成22年3月末現在 24名）が本部、営業店及び連結対象子会社等の業務を対象として行う臨店監査、ならびに監査部資産監査室が自己査定及び償却・引当結果を検証する自己査定監査で構成されており、内部監査結果については代表取締役及び取締役会に報告されております。内部監査の堅確性・適切性を維持していくため、監査部につきましては、被監査部署に対して十分な牽制機能が働くよう独立性を確保した体制とするとともに適正なスタッフを配置しております。

監査役には、日本銀行、都市銀行などにおける豊富な金融実務経験、法務等の専門分野、および地元経済界での企業経営経験などを有した人材及び行内審査・コンプライアンス部門等での実務経験を有する人材を選任しており、監査役会の決議に基づく役割分担及び各年度毎の監査方針・監査計画に基づき、取締役の職務執行を監査しております。さらに会計監査人より定期的に監査結果の報告を受ける他、必要に応じ適宜往査立会を実施する等緊密な連携を保ち、効率的な監査に努めております。

監査部及び監査役は、内部統制関連部門と緊密な連携を保ち、財務報告に係る内部統制のレベル向上のための意見交換を定期的に行っております。

会計監査人に対しては、正確な経営情報を提供して公正な立場から厳正な監査が実施される環境を整備しております。

社外取締役及び社外監査役

当行は、社外取締役2名及び社外監査役5名を選任しております。社外取締役及び社外監査役（以下「社外役員」という。）と当行との間で、人的、資本的、取引関係およびその他において特別の利害関係はありません。

社外役員は、他社での金融実務経験、法務等の専門分野、地元経済界での企業経営経験等に基づき、当行の経営に対して客観的な牽制機能を発揮されることを期待して選任を行っております。

社外役員が企業統治において果たす機能及び役割、内部監査、会計監査との相互連携、内部統制部門との関係は次のとおりであります。

常勤の社外監査役が業務稟議書の閲覧等により業務執行をモニタリングしているほか、経営会議等における内部監査部門からの監査状況報告、J-SOX委員会（内部統制部門）における財務報告に係る内部統制の状況の報告を受け、必要な発言を適宜行っております。また、社外監査役は会計監査人より職務の遂行に関する報告を受け、社外監査役からも会計監査人へ意見を述べております。

社外役員は取締役会、内部統制委員会等の重要会議へ役割に応じてそれぞれ出席し、適切な発言を行い、当行の経営に対する独立の立場からの牽制機能を果たしております。

なお、社外取締役のうち1名と、社外監査役のうち1名を、株式会社東京証券取引所へ独立役員として届出を行っております。

役員の報酬等

当行は、平成22年5月14日開催の取締役会において、役員賞与及び役員退職慰労金制度（以下「旧役員報酬制度」という。）を廃止し、新たに確定金額報酬及び業績連動報酬並びに株式報酬型ストックオプションからなる役員報酬制度（以下「新役員報酬制度」という。）を導入することを決議し、このうち、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給と株式報酬型ストックオプション制度導入については、平成22年6月24日開催の定時株主総会へ付議いたしました。

株式報酬型ストックオプション制度導入は、定時株主総会において原案どおり可決承認（以下「同決議」という。）されたため、同決議日以降、当行の役員報酬等は新役員報酬制度に移行しております。

新役員報酬制度による役員報酬等は、同決議日開催の取締役会で決定された「役員報酬等規程」及び「株式報酬型ストックオプション規程」に従って算定されます。役員報酬等規程及び「株式報酬型ストックオプション規程」の内容は、下記のとおりであります。

確定金額報酬は役位により確定しており、業績連動報酬は年度業績等に連動する報酬額であり、ともに月額支給するものであります。また、株式報酬型ストックオプション制度は役員退職慰労金制度の廃止に伴い導入されたものであり、常勤の取締役及び執行役員に対し、権利行使期間を25年以内とする新株予約権（1株当たりの権利行使価格を1円とする。）を、取締役は年間の総額の上限額を60百万円、執行役員は30百万円の範囲内で、割り当てるものであります。なお、常勤の取締役及び執行役員に法令または当行の定款もしくは内規について重大な違反があった場合、権利行使を認めないこととしております。

上記の役員報酬の決定方針は業績向上に対する意欲と中長期的な企業価値向上並びに株主重視の経営意識をより一層高めることを目的としております。

なお、常勤監査役並びに非常勤役員（取締役、監査役）に対しては、独立性を確保するため、業績連動報酬の対象とはせず、役員賞与と役員退職慰労金制度の廃止と合わせ、全てを確定金額報酬といたしております。

当事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

役員区分	員数	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の内訳				
			基本報酬	賞与	役員退職金	ストック オプション	その他
取締役	6	135	96		39		
監査役	1	17	13		3		
社外役員	7	41	31		7		2

(注) 1. 役員の使用人としての報酬はありません。

2. 取締役に対する基本報酬は、平成18年6月28日開催の第34期定時株主総会で決議されました報酬等の年額165百万円の枠内（社外役員中の非常勤取締役を含みます）で支給するものであります。なお、新役員報酬制度における確定金額報酬及び業績連動報酬も、同165百万円の範囲で支給されます。

3. 役員退職金の計数は、旧役員報酬制度に基づく役員退職慰労引当金繰入額であります。

4. 社外役員の報酬等のうち「その他」は、内部統制委員会委員としての報酬であります。

株式の保有状況

当行の保有する株式のうち、保有目的が純投資目的以外の目的の投資株式は131銘柄、その貸借対照表計上額は9,989百万円であります。

保有目的が純投資目的以外の目的の投資株式（みなし保有株式および非上場株式を除く）のうち、当事業年度の貸借対照表計上額の大きい順の10銘柄は次のとおりであります。

銘柄	株式数	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
東京海上ホールディングス株式会社	386,032	1,016	経営戦略上の協力関係の維持・強化
ヒューリック株式会社	1,043,700	718	総合的な取引関係の維持・深化
株式会社テーオー小笠原	415,000	503	総合的な取引関係の維持・深化
株式会社十六銀行	1,135,000	421	経営戦略上の協力関係の維持・強化
電源開発株式会社	100,000	308	総合的な取引関係の維持・深化
丸三証券株式会社	500,917	285	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社千葉興業銀行	358,030	262	経営戦略上の協力関係の維持・強化
MS & A D インシュアランスグループホールディングス株式会社	97,032	251	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社損保ジャパン	375,732	246	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社ジャックス	1,193,508	236	総合的な取引関係の維持・深化

保有目的が純投資目的である投資株式の貸借対照表計上額、受取配当金、売却損益および評価損益

	当事業年度			
	貸借対照表計上額 (百万円)	受取配当金 (百万円)	売却損益 (百万円)	評価損益 (百万円)
上場株式	2,149	132	422	309
非上場株式				

当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当ありません。

当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの該当ありません。

取締役の定数

当行の取締役は12名以内とする旨、定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議できるとした事項とその理由

(イ) 自己株式の取得

当行は、機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨、定款に定めております。

(ロ) 中間配当

当行は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行なうことができる旨、定款で定めております。

種類株式の議決権及び内容

当行は、平成21年9月30日に、金融機能強化法に基づき、中小企業等への安定的かつ円滑な資金提供をこれまで以上に強力に推進し、地域経済の活性化に資することを目的として、株式会社整理回収機構を第三者割当先とするA種優先株式200億円を発行をいたしました。

A種優先株式は法令等の定めにより一定の場合を除き議決権を行使することができない無議決権株式であります。A種優先株式に関しては、下記の事項につき株主総会決議事項を取締役会にて決議できる旨定款に定めております。

(イ) 配当金支払に関する事項

(ロ) 普通株式を対価とする取得請求権の取得請求期間に関する事項

(ハ) 優先株主に対する残余財産の分配に関する事項

(ニ) 金銭を対価とする取得に関する事項

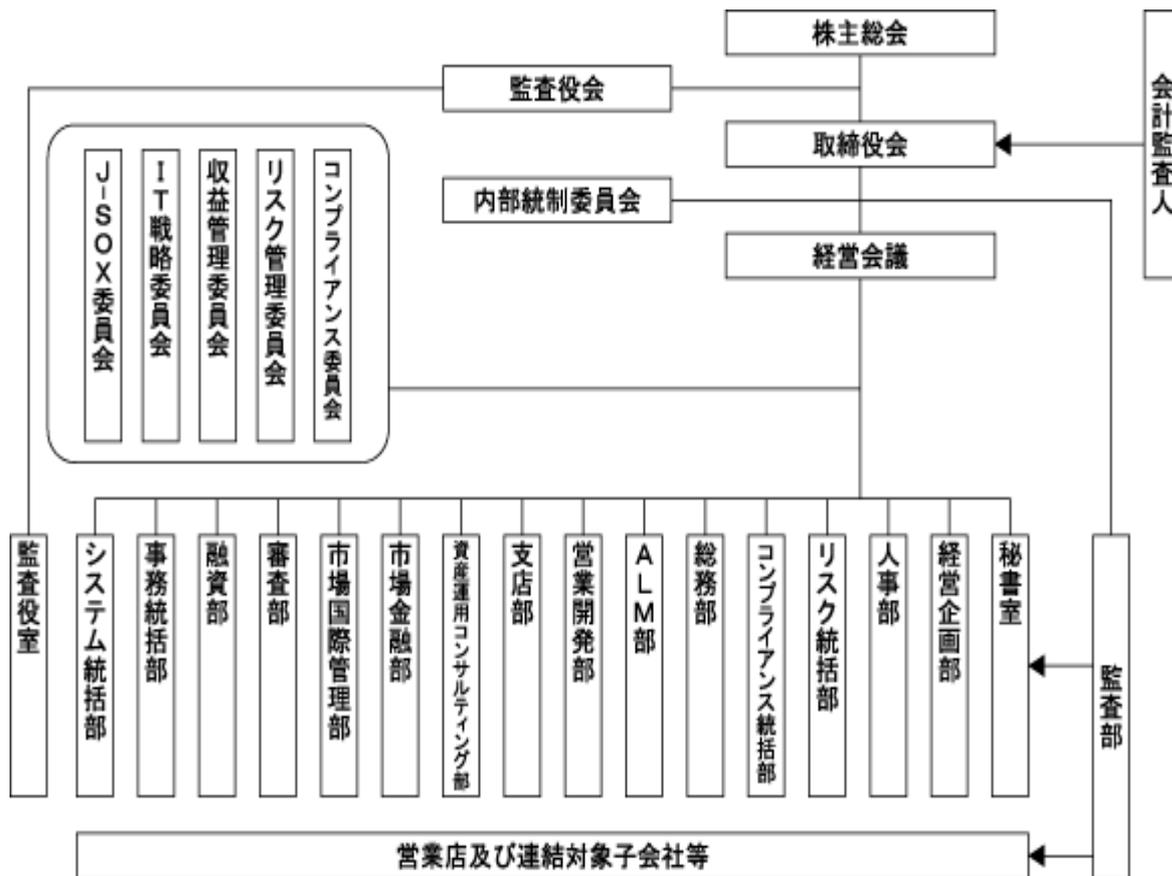
(ホ) 普通株式を対価とする取得に関する事項

A種優先株式の詳細な内容については、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (1) 株式等の総数等 発行済株式」に記載しております。

株主総会の特別決議要件

当行は、株主総会における特別決議の定足数を緩和し、株主総会の円滑な運営を行なうことを目的として、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう旨、定款に定めております。

〔コーポレート・ガバナンスの体系図〕



会計監査の状況

(イ) 業務を執行した公認会計士の氏名

東 勝次氏 (新日本有限責任監査法人)

山内 正彦氏 (新日本有限責任監査法人)

(ロ) 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 2名

その他 13名

(注) その他は、公認会計士試験合格者等であります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	79		80	6
連結子会社	6		6	
計	85		86	6

(注) 「監査公認会計士等」とは、開示府令第19条第2項第9号の4に規定する監査公認会計士等であります。なお、上記報酬の内容は、当行の監査公認会計士等であります新日本有限責任監査法人に対する報酬であります。

【その他重要な報酬の内容】

該当事項なし。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当連結会計年度における提出会社に対する非監査業務の内容は、金融商品の全面時価開示に係るアドバイザー業務であります。

【監査報酬の決定方針】

当行の監査公認会計士等に対する報酬は、監査日数・業務の内容を勘案し、監査役会の同意のもと適切に決定しております。

第5 【経理の状況】

1 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年 大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

ただし、前連結会計年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）は改正前の連結財務諸表規則に基づき作成し、当連結会計年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）は改正後の連結財務諸表規則に基づき作成しております。

2 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

ただし、前事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）は改正前の財務諸表等規則に基づき作成し、当事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）は改正後の財務諸表等規則に基づき作成しております。

3 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）及び当連結会計年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）の連結財務諸表並びに前事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）及び当事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。

4 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、下記のとおりであります。

（1）当行は公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。会計基準等の内容を理解し適正な財務報告を行うため、外部研修への参加・行内研修を継続的に行っております。

（2）行内の規程手続・内部統制を構築し、適正な財務報告を行う態勢を整備しております。

負債及び純資産の部合計

1,825,806

1,866,183

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
経常収益	47,620	44,008
資金運用収益	36,274	33,681
貸出金利息	29,735	27,399
有価証券利息配当金	6,018	6,100
コールローン利息及び買入手形利息	322	75
預け金利息	70	22
その他の受入利息	127	83
役務取引等収益	6,030	5,837
その他業務収益	1,616	1,943
その他経常収益	3,699	2,547
経常費用	68,613	40,216
資金調達費用	5,596	4,058
預金利息	4,924	3,552
コールマネー利息及び売渡手形利息	1	0
借入金利息	59	49
社債利息	245	246
金利スワップ支払利息	366	156
その他の支払利息	-	54
役務取引等費用	3,730	3,481
その他業務費用	11,184	1,262
営業経費	26,822	25,967
その他経常費用	21,280	5,445
貸倒引当金繰入額	4,163	963
その他の経常費用	17,117 ₁	4,481 ₁
経常利益又は経常損失()	20,993	3,792
特別利益	114	233
固定資産処分益	8	12
償却債権取立益	105	221
特別損失	444	182
固定資産処分損	182	112
減損損失	261 ₂	70 ₂
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	21,323	3,843
法人税、住民税及び事業税	46	172
法人税等調整額	5,510	828
法人税等合計	5,556	1,000
少数株主利益	208	351
当期純利益又は当期純損失()	27,089	2,491

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	24,167	24,167
当期変動額		
新株の発行	-	10,000
当期変動額合計	-	10,000
当期末残高	24,167	34,167
資本剰余金		
前期末残高	19,775	19,775
当期変動額		
新株の発行	-	10,000
自己株式の処分	-	2
当期変動額合計	-	9,997
当期末残高	19,775	29,773
利益剰余金		
前期末残高	30,954	1,645
当期変動額		
剰余金の配当	436	428
当期純利益又は当期純損失()	27,089	2,491
自己株式の処分	34	-
自己株式の消却	1,804	-
土地再評価差額金の取崩	56	37
当期変動額合計	29,308	2,100
当期末残高	1,645	3,745
自己株式		
前期末残高	3,798	2,665
当期変動額		
持分比率異動による増加高	4	-
自己株式の取得	769	35
自己株式の処分	101	5
自己株式の消却	1,804	-
当期変動額合計	1,132	30
当期末残高	2,665	2,695
株主資本合計		
前期末残高	71,099	42,923
当期変動額		
新株の発行	-	20,000
剰余金の配当	436	428
当期純利益又は当期純損失()	27,089	2,491
持分比率異動による増加高	4	-
自己株式の取得	769	35
自己株式の処分	66	2
自己株式の消却	-	-
土地再評価差額金の取崩	56	37
当期変動額合計	28,175	22,067
当期末残高	42,923	64,991

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	4,096	4,323
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	226	5,344
当期変動額合計	226	5,344
当期末残高	4,323	1,020
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	217	277
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	60	71
当期変動額合計	60	71
当期末残高	277	205
土地再評価差額金		
前期末残高	374	318
当期変動額		
土地再評価差額金の取崩	56	37
当期変動額合計	56	37
当期末残高	318	280
為替換算調整勘定		
前期末残高	286	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	286	-
当期変動額合計	286	-
当期末残高	-	-
評価・換算差額等合計		
前期末残高	3,652	4,282
当期変動額		
土地再評価差額金の取崩	56	37
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	573	5,415
当期変動額合計	630	5,378
当期末残高	4,282	1,095
少数株主持分		
前期末残高	8,064	8,074
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	10	0
当期変動額合計	10	0
当期末残高	8,074	8,075

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
純資産合計		
前期末残高	75,511	46,715
当期変動額		
新株の発行	-	20,000
剰余金の配当	436	428
当期純利益又は当期純損失()	27,089	2,491
持分比率異動による増加高	4	-
自己株式の取得	769	35
自己株式の処分	66	2
土地再評価差額金の取崩	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	563	5,416
当期変動額合計	28,795	27,446
当期末残高	46,715	74,162

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	21,323	3,843
減価償却費	1,409	1,480
減損損失	261	70
持分法による投資損益(は益)	0	-
貸倒引当金の増減()	2,524	2,183
賞与引当金の増減額(は減少)	84	294
退職給付引当金の増減額(は減少)	87	118
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	62	72
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	93	73
偶発損失引当金の増減()	139	9
利息返還損失引当金の増減額(は減少)	67	38
資金運用収益	36,274	33,681
資金調達費用	5,596	4,058
有価証券関係損益()	19,524	1,490
金銭の信託の運用損益(は運用益)	1,395	98
為替差損益(は益)	3	2
固定資産処分損益(は益)	174	100
貸出金の純増()減	189	17,373
預金の純増減()	9,574	22,754
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	9,000	9,000
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	1,515	25
コールローン等の純増()減	17,973	4,931
コールマネー等の純増減()	60	-
外国為替(資産)の純増()減	186	347
外国為替(負債)の純増減()	223	1
資金運用による収入	34,962	31,930
資金調達による支出	4,719	4,826
その他	1,154	52
小計	20,099	34,708
法人税等の還付額	5	2
法人税等の支払額	28	44
営業活動によるキャッシュ・フロー	20,122	34,665
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	753,604	997,722
有価証券の売却による収入	190,420	341,829
有価証券の償還による収入	597,670	604,539
金銭の信託の減少による収入	1,376	77
有形固定資産の取得による支出	828	1,362
無形固定資産の取得による支出	682	1,047
有形固定資産の売却による収入	110	29
連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	32	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	34,430	53,657

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出	3,500	-
株式の発行による収入	-	19,911
配当金の支払額	436	428
少数株主への配当金の支払額	350	350
自己株式の取得による支出	769	35
自己株式の売却による収入	53	2
リース債務の返済による支出	-	46
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,002	19,053
現金及び現金同等物に係る換算差額	3	2
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	9,302	60
現金及び現金同等物の期首残高	27,353	36,655
現金及び現金同等物の期末残高	36,655	36,716

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 6社 会社名 株式会社みちのくサービスセンター 株式会社みちのくオフィスサービス みち銀総合管理株式会社 みちのく信用保証株式会社 みちのくカード株式会社 Michinoku Preferred Capital Cayman Limited みちのくカード株式会社は株式の追加取得により当連結会計年度から連結しております。 北日本財務（香港）有限公司は平成21年3月23日に解散しましたので連結の範囲より除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 連結子会社 6社 会社名 株式会社みちのくサービスセンター 株式会社みちのくオフィスサービス みち銀総合管理株式会社 みちのく信用保証株式会社 みちのくカード株式会社 Michinoku Preferred Capital Cayman Limited</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の関連会社 1社 会社名 みちのくキャピタル株式会社</p> <p>(2) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 なお、みちのくキャピタル株式会社は平成22年3月12日に清算しております。</p> <p>(2) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p>
3 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 6社</p> <p>(2) 子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p>	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 5社 1月24日 1社 Michinoku Preferred Capital Cayman Limitedは3月末日より1月24日に決算日を変更しております。</p> <p>(2) 子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しておりますが、Michinoku Preferred Capital Cayman Limitedは3月末日に仮決算を行い、仮決算の財務諸表により連結しております。</p>
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。</p>	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p> <p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p> <p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産(リース資産を除く) 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 : 3年~50年 その他 : 2年~20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 同左</p> <p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p> <p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p>

	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
	<p>リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は14,914百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>リース資産</p> <p>同左</p> <p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,468百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理</p> <p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(6) 賞与引当金の計上基準 同左</p> <p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理 (会計方針の変更) 当連結会計年度末から「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。 なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。</p> <p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。 (追加情報) 当行は、平成22年6月24日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止し、株式報酬型ストックオプション制度を導入することを決議(以下「同決議」という。)いたしました。 同決議により、役員退職慰労金の打ち切り支給を行い、連結会計年度末に計上されていた役員退職慰労引当金を、同決議日において取崩しております。なお、打ち切り支給は役員が実際に退任するまで留保されるため、取崩された役員退職慰労引当金は、同決議日においてその他負債へ振替計上しております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p> <p>(10) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の支払額を見積り、必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(11) 利息返還損失引当金の計上基準 利息返還損失引当金は、連結子会社のクレジットカード業務にかかる利息制限法を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績率等から将来の返還額を見積り、必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(12) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p> <p>(13) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p> <p>(14) 重要なヘッジ会計の方法 当行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。 当行はその他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジを実施しており、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号)に定める包括ヘッジによっております。ヘッジ有効性については、ヘッジ対象となる金融資産とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。</p> <p>(15) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 同左</p> <p>(10) 偶発損失引当金の計上基準 同左</p> <p>(11) 利息返還損失引当金の計上基準 同左</p> <p>(12) 外貨建資産・負債の換算基準 同左</p> <p>(13) リース取引の処理方法 同左</p> <p>(14) 重要なヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(15) 消費税等の会計処理 同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
6 のれん及び負ののれんの償却に関する事項	のれん及び負ののれんについては、発生した連結会計年度に一括して償却しております。	同左
7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これによる連結貸借対照表等への影響は軽微であります。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、買入金銭債権は31百万円増加、繰延税金資産は12百万円減少、その他有価証券評価差額金は18百万円増加し、経常利益および税金等調整前当期純利益は、それぞれ20百万円増加しております。</p>

【追加情報】

<p>前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>(其他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更) 変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」及び「其他有価証券評価差額金」は2,682百万円増加しております。</p> <p>なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。</p>	

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)																				
<p>1 有価証券には、関連会社の株式17百万円を含んでおります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は5,464百万円、延滞債権額は50,345百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,081百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は58,891百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4,471百万円であります。</p> <p>7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、6,548百万円であります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">33,369百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸出金</td> <td style="text-align: right;">7,937百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">現金</td> <td style="text-align: right;">32百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">預金</td> <td style="text-align: right;">5,642百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">借入金</td> <td style="text-align: right;">9,000百万円</td> </tr> </table>	有価証券	33,369百万円	貸出金	7,937百万円	現金	32百万円	担保資産に対応する債務		預金	5,642百万円	借入金	9,000百万円	<p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は3,301百万円、延滞債権額は45,625百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,674百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は51,600百万円あります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,820百万円あります。</p> <p>7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、730百万円あります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">33,237百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">現金</td> <td style="text-align: right;">32百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">預金</td> <td style="text-align: right;">5,866百万円</td> </tr> </table>	有価証券	33,237百万円	現金	32百万円	担保資産に対応する債務		預金	5,866百万円
有価証券	33,369百万円																				
貸出金	7,937百万円																				
現金	32百万円																				
担保資産に対応する債務																					
預金	5,642百万円																				
借入金	9,000百万円																				
有価証券	33,237百万円																				
現金	32百万円																				
担保資産に対応する債務																					
預金	5,866百万円																				

前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
<p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券52,523百万円を差し入れております。また、その他資産のうち、保証金は447百万円であります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、235,983百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が233,519百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成14年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る額</p> <p style="text-align: right;">1,338百万円</p> <p>11 有形固定資産の減価償却累計額 14,258百万円</p> <p>12 有形固定資産の圧縮記帳額 2,597百万円</p> <p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,000百万円を含んでおります。</p> <p>14 社債は、劣後特約付社債15,000百万円であります。</p> <p>15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は3,720百万円であります。</p>	<p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券54,007百万円を差し入れております。また、その他資産のうち、保証金は479百万円であります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、224,997百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が222,697百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成14年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る額</p> <p style="text-align: right;">1,444百万円</p> <p>11 有形固定資産の減価償却累計額 14,967百万円</p> <p>12 有形固定資産の圧縮記帳額 2,578百万円</p> <p>13 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,000百万円であります。</p> <p>14 社債は、劣後特約付社債15,000百万円であります。</p> <p>15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は3,240百万円であります。</p>

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
<p>1 その他の経常費用には、貸出金償却3,130百万円及び株式等償却8,902百万円を含んでおります。</p> <p>2 当連結会計年度において、営業キャッシュ・フローの減少、使用方法の変更及び地価の継続的な下落等により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額261百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p>		<p>1 その他の経常費用には、貸出金償却2,244百万円、株式等売却損898百万円及び株式等償却306百万円を含んでおります。</p> <p>2 当連結会計年度において、営業キャッシュ・フローの減少、使用方法の変更及び地価の継続的な下落等により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額70百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	
地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)
青森県内	営業用店舗11ヶ所	土地・建物	206
青森県外	営業用店舗 3ヶ所	土地・建物	55
-	遊休資産	土地・建物 動産	0
<p>営業用店舗については、原則として個々の営業店をグルーピングの単位とし(出張所については母店と同一のグループとし、業務の関連性が強い営業店についても同一グループとしている。)、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。</p> <p>なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定士等の評価額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>		<p>営業用店舗については、原則として個々の営業店をグルーピングの単位とし(出張所については母店と同一のグループとし、業務の関連性が強い営業店についても同一グループとしている。)、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。</p> <p>なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定士等の評価額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	155,895	-	5,000	150,895	(注)
合計	155,895	-	5,000	150,895	
自己株式					
普通株式	10,507	2,794	5,277	8,024	(注)
合計	10,507	2,794	5,277	8,024	

(注)1. 普通株式の増加2,794千株のうち、2,500千株は定款に定める取締役会決議による買受による増加、また、294千株は単元未満株式の買受等による増加であります。

2. 普通株式の減少5,277千株のうち、5,000千株は自己株式の消却による減少、32千株は持分法関連会社保有の自己株式の処分による減少、また、244千株は単元未満株式の買増による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	436	3.0	平成20年3月31日	平成20年6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり の金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	428	その他 利益剰余金	3.0	平成21年3月31日	平成21年6月26日

当連結会計年度(自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	150,895			150,895	
A種優先株式		40,000		40,000	(注) 1
合計	150,895	40,000		190,895	
自己株式					
普通株式	8,024	201	16	8,210	(注) 2
A種優先株式					
合計	8,024	201	16	8,210	

(注) 1. A種優先株式の発行済株式40,000千株の増加は、第三者割当による新株の発行による増加であります。
2. 普通株式の自己株式の増加201千株は、単元未満株式の買受による増加、普通株式の自己株式の減少16千株は、単元未満株式の買増による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年 6月25日 定時株主総会	普通株式	428	3.0	平成21年 3月31日	平成21年 6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年 6月24日 定時株主総会	普通株式	428	その他 利益剰余金	3.000	平成22年 3月31日	平成22年 6月25日
平成22年 6月24日 定時株主総会	A種優先株式	164	その他 利益剰余金	4.109	平成22年 3月31日	平成22年 6月25日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																
<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成21年3月31日現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">47,121百万円</td> </tr> <tr> <td>定期預け金</td> <td style="text-align: right;">10,000百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">465百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">36,655百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	47,121百万円	定期預け金	10,000百万円	その他	465百万円	現金及び現金同等物	36,655百万円	<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成22年3月31日現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">47,207百万円</td> </tr> <tr> <td>定期預け金</td> <td style="text-align: right;">10,000百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">491百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">36,716百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	47,207百万円	定期預け金	10,000百万円	その他	491百万円	現金及び現金同等物	36,716百万円
現金預け金勘定	47,121百万円																
定期預け金	10,000百万円																
その他	465百万円																
現金及び現金同等物	36,655百万円																
現金預け金勘定	47,207百万円																
定期預け金	10,000百万円																
その他	491百万円																
現金及び現金同等物	36,716百万円																

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)																																																																																								
<p>1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 当連結会計年度末においてリース資産はありません。 リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 「4. 会計処理基準に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>	<p>1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 営業用店舗のうち1ヶ店(国道支店)であります。 リース資産の減価償却の方法 同左</p>																																																																																								
<p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">取得価額相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,633百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,926百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">3,560百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">減価償却累計額相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,250百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,451百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">2,702百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年度末残高相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">382百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">474百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">857百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・未経過リース料年度末残高相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">484百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">448百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">932百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">647百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">568百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">46百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</td> </tr> </table>	取得価額相当額		有形固定資産	1,633百万円	無形固定資産	1,926百万円	合計	3,560百万円	減価償却累計額相当額		有形固定資産	1,250百万円	無形固定資産	1,451百万円	合計	2,702百万円	年度末残高相当額		有形固定資産	382百万円	無形固定資産	474百万円	合計	857百万円	・未経過リース料年度末残高相当額		1年内	484百万円	1年超	448百万円	合計	932百万円	・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額		支払リース料	647百万円	減価償却費相当額	568百万円	支払利息相当額	46百万円	・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。		・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。		<p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">取得価額相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,219百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,415百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">2,634百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">減価償却累計額相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,033百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,189百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">2,222百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年度末残高相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">186百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">225百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">411百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・未経過リース料年度末残高相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">303百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">145百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">448百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">510百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">446百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">26百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</td> </tr> </table>	取得価額相当額		有形固定資産	1,219百万円	無形固定資産	1,415百万円	合計	2,634百万円	減価償却累計額相当額		有形固定資産	1,033百万円	無形固定資産	1,189百万円	合計	2,222百万円	年度末残高相当額		有形固定資産	186百万円	無形固定資産	225百万円	合計	411百万円	・未経過リース料年度末残高相当額		1年内	303百万円	1年超	145百万円	合計	448百万円	・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額		支払リース料	510百万円	減価償却費相当額	446百万円	支払利息相当額	26百万円	・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。		・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。	
取得価額相当額																																																																																									
有形固定資産	1,633百万円																																																																																								
無形固定資産	1,926百万円																																																																																								
合計	3,560百万円																																																																																								
減価償却累計額相当額																																																																																									
有形固定資産	1,250百万円																																																																																								
無形固定資産	1,451百万円																																																																																								
合計	2,702百万円																																																																																								
年度末残高相当額																																																																																									
有形固定資産	382百万円																																																																																								
無形固定資産	474百万円																																																																																								
合計	857百万円																																																																																								
・未経過リース料年度末残高相当額																																																																																									
1年内	484百万円																																																																																								
1年超	448百万円																																																																																								
合計	932百万円																																																																																								
・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額																																																																																									
支払リース料	647百万円																																																																																								
減価償却費相当額	568百万円																																																																																								
支払利息相当額	46百万円																																																																																								
・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。																																																																																									
・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。																																																																																									
取得価額相当額																																																																																									
有形固定資産	1,219百万円																																																																																								
無形固定資産	1,415百万円																																																																																								
合計	2,634百万円																																																																																								
減価償却累計額相当額																																																																																									
有形固定資産	1,033百万円																																																																																								
無形固定資産	1,189百万円																																																																																								
合計	2,222百万円																																																																																								
年度末残高相当額																																																																																									
有形固定資産	186百万円																																																																																								
無形固定資産	225百万円																																																																																								
合計	411百万円																																																																																								
・未経過リース料年度末残高相当額																																																																																									
1年内	303百万円																																																																																								
1年超	145百万円																																																																																								
合計	448百万円																																																																																								
・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額																																																																																									
支払リース料	510百万円																																																																																								
減価償却費相当額	446百万円																																																																																								
支払利息相当額	26百万円																																																																																								
・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。																																																																																									
・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。																																																																																									

(金融商品関係)

当連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心に、クレジットカード業務、信用保証業務などの金融サービスを提供しております。

当行では、預金業務及び貸出業務並びに有価証券投資業務等を営んでおり、市場環境等の変動等により時価の変動等を伴う金融資産及び金融負債を有しております。当行では、経営環境・経済環境の変化や期間ミスマッチ等から金利変動等による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合管理(以下、「ALM」という。)を行っております。このようなALMの一環として、デリバティブ取引も行っております。

また、当行の連結子会社においては、有価証券及びデリバティブ取引のトレーディングを行っている子会社や銀行業務を行っている子会社はございません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として地公体・法人向けの一般貸出金及び個人ローンであります。貸出金は、金利の変動リスクに晒されているとともに顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

貸出業務に次ぐ資金運用業務として、債券、株式等の有価証券投資を行っており、トレーディング、純投資、政策投資の目的で保有しております。これらは、それぞれの発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

当行グループが保有する金融負債は主として国内の法人及び個人からの預金であります。預金は金利変動リスク(市場リスク)に晒されております。

コールマネー、借入金及び社債については、金利・市場価格の変動リスク(市場リスク)に晒されているほか、当行の信用状況が悪化した場合、必要な資金が確保できない、または、資金の確保に当たって著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる流動性リスクに晒されております。

有価証券等のリスクコントロール及び外貨資産・負債に係る為替の変動リスク等のヘッジを主な目的として、為替予約取引、債券先物取引・同オプション取引、株価指数先物取引・同オプション取引、金利スワップのデリバティブ取引に取り組むこととしており、短期的な売買益を獲得する目的で行うデリバティブ取引については、事前に経営陣の承認を得るとともに、ポジション限度枠・ロスカットルール等を設定し、限定的に行うこととしております。

なお、金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。繰延ヘッジを行うにあたっては「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号)等に基づいて、ヘッジ基本方針やヘッジ有効性の評価方法等を行内規程として定めております。当連結会計年度においてヘッジ会計を適用したヘッジ対象はその他有価証券であり、ヘッジ手段は金利スワップであります。ヘッジ有効性については、ヘッジ対象となる金融資産とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。

また、区分して処理することが適当と認められる複合金融商品の組込デリバティブについては、現物の金融資産と区分処理して時価評価することとしております。

なお、ヘッジ会計の要件を満たしていない取引は、金利・為替・市場価格の変動リスク(市場リスク)及び信用リスク等に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

「融資の基本理念（クレジット・ポリシー）」及び「信用リスク管理規程」に従い、年度毎に「信用リスク管理方針」及び「信用リスク管理プログラム」を策定し、信用リスク管理の高度化を図るとともに、半期毎に「信用リスク資本配賦額管理方針」にて投融資限度額を定め、これを超過することが見込まれる場合、すべて取締役会の決議事項とするなど、厳格に運用しております。加えて、大口与信先の管理態勢としては、「グループ等重点債権先管理手続」を定めており、貸出金額が一定以上の個社またはグループ先を抽出し、取締役会、経営会議に現況を報告のうえ、今後の取引方針を個社またはグループ先別に決定する態勢を構築しております。これらの与信管理は、各営業部店のほか審査部・融資部により行われ、定期的に取締役会、経営会議へ報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部が監査しております。

デリバティブ取引等のカウンターパーティーリスクに関しては、審査部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

市場リスク（金利・為替・市場価格の変動リスク）の管理

市場リスク管理について「市場リスク管理規程」に則り、年度毎に「市場リスク管理方針」及び「市場リスク管理プログラム」を策定し、市場リスクの高度化に継続して取り組むなど、牽制機能を発揮できる管理体制を構築しております。具体的には、市場取引（デリバティブ取引を含む）に関する組織を、取引を執行する部署（フロントオフィス）を市場金融部、勘定処理や取引の照合等を行う部署（バックオフィス）を市場国際管理部に分離するとともに、市場取引に関する組織から独立したモニタリング・リスク管理部署（ミドルオフィス）をリスク統括部として相互牽制する体制としております。

リスク統括部では、半期毎にリスクリミット・損失限度枠等とこれらに対するアラームポイントを設定し、日次でモニタリングを行っており、定期的にリスク量の状況について取締役会、経営会議に報告しております。

また、有価証券投資については、「ALM管理規程」及び「市場ポートフォリオ基本規程」等に則り、定期的に投融資方針が策定され、ALM部会において資産負債構造の最適化に関する協議や許容リスクの範囲内において、経営の健全性維持と収益性向上の実現に向けた議論が行われております。

流動性リスクの管理

「流動性リスク管理規程」及び「資金ALM管理規程」等に則り、当行全体の資金管理、円滑な資金繰り遂行、市場環境の監視等を行い、流動性リスクの顕在化の未然防止に努めております。

また、日次でモニタリングを行い、定期的に取締役会、経営会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金預け金	47,207	47,207	
(2)コールローン及び買入手形	101,703	101,703	
(3)買入金銭債権(1)	7,541	7,541	
(4)商品有価証券			
売買目的有価証券	178	178	
(5)金銭の信託	19,995	19,995	
(6)有価証券			
満期保有目的の債券	5,239	5,255	15
其他有価証券	420,395	420,395	
(7)貸出金	1,244,005		
貸倒引当金(1)	29,696		
	1,214,309	1,240,762	26,452
資産計	1,816,572	1,843,040	26,468
(1)預金	1,738,484	1,741,864	3,380
(2)社債	15,000	15,000	
負債計	1,753,484	1,756,864	3,380
デリバティブ取引(2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	52	52	
ヘッジ会計が適用されているもの	(905)	(905)	
デリバティブ取引計	(852)	(852)	

- (1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。
- (2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。
- (3) 連結貸借対照表計上額のうち、その他資産、支払承諾見返、借入金、その他負債につきましては、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、住宅ローン債権信託の受益権証書、貸付債権信託の受益権証書については、取引金融機関から提示された価格によっております。資産流動化の小口債権等（売掛債権等一括支払信託受益権）の時価については、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、日本証券業協会の公表価格（公社債店頭売買参考統計値）又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(6) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、日本証券業協会公表価格（公社債店頭売買参考統計値）又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

市場価格のない私募債（自行保証付を含む）については、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに元金金の合計（原則として金利満期日まで）を、市場金利に信用コスト率を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は2,515百万円増加、「繰延税金資産」は646百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は1,868百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

(7) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を、市場金利に信用コスト率を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フロー又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 社債

当行の発行する社債の時価は、固定金利から変動金利に移行する（ステップアップ）までの残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（為替予約取引）であり、取引所の価格、割引現在価値により算出した価額によっております。

なお、ヘッジ会計の適用の有無ごとのデリバティブ取引の注記事項については、（デリバティブ取引関係）に記載してあります。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(6) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(1)(2)	2,740
組合出資金(3)	872
合計	3,613

- (1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (2) 当連結会計年度において、非上場株式について85百万円減損処理を行っております。
- (3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超
預け金	13,702				
コールローン及び買入手形	101,703				
買入金銭債権		79	1,023	760	3,834
有価証券(1)	146,296	36,775	38,717	109,725	65,825
満期保有目的の債券	3,200	700	1,270	70	
うち国債	2,000				
うち社債	1,200	700	1,270	70	
その他有価証券のうち満期があるもの	143,096	36,075	37,447	109,655	65,825
うち国債	135,000		367	82,500	42,500
うち地方債	4,269	10,354	16,307	19,491	14,509
うち社債	3,826	25,220	15,946	5,618	8,816
その他		500	4,827	2,045	
貸出金(2)	200,172	111,539	140,059	84,601	600,961
合計	461,875	148,393	179,800	195,087	670,620

- (1) 有価証券の償還予定額は元本額を記載しておりますが、「その他」に含まれる投資信託については時価額を記載しております。
- (2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない147,592百万円、期間の定めのないもの59,080百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超
預金()	1,544,863	141,472	52,148	0	
社債				15,000	
合計	1,544,863	141,472	52,148	15,000	

() 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて記載しております。

[次へ](#)

(有価証券関係)

- 1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」に含まれている貸付債権信託受益権を含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、該当ありません。

前連結会計年度

1 売買目的有価証券(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	186	0

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	1,999	2,010	10	10	

- (注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。
2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	17,291	15,053	2,237	263	2,501
債券	291,428	293,387	1,958	2,551	592
国債	143,359	144,022	663	959	295
地方債	81,572	82,026	453	665	211
短期社債					
社債	66,497	67,338	841	926	85
その他	51,114	47,051	4,062		4,062
合計	359,834	355,492	4,341	2,814	7,156

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものを17,285百万円(うち株式4,754百万円、その他の証券12,530百万円)を減損処理しております。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下の通りであります。
・時価が取得原価の50%以上下落している銘柄
・時価が取得原価の30%以上50%未満下落しておりかつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

(追加情報)

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」と「その他有価証券評価差額金」は2,682百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
該当ありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	170,320	2,769	2,818

6 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成21年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場社債券	3,720
その他有価証券	
非上場株式	2,647
非上場外国証券	200
貸付債権信託受益権	6,182
投資事業有限責任組合に類するものの出資持分	894
関連会社株式	17

7 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成21年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	80,216	104,102	82,475	32,323
国債	69,972	28,161	15,575	32,323
地方債	1,396	29,711	50,918	
短期社債				
社債	8,847	46,229	15,981	
その他	2,884	11,639	5,732	6,632
合計	83,101	115,742	88,207	38,955

当連結会計年度

1 売買目的有価証券(平成22年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	2

2 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	1,999	2,005	5
	社債	1,570	1,593	23
	小計	3,569	3,598	28
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	社債	1,670	1,656	13
	小計	1,670	1,656	13
合計		5,239	5,255	15

3 その他有価証券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	4,475	3,632	842
	債券	196,835	192,451	4,383
	国債	76,555	75,353	1,201
	地方債	64,451	62,655	1,796
	社債	55,828	54,442	1,385
	その他	10,980	10,612	368
	小計	212,291	206,696	5,594
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	5,114	6,354	1,239
	債券	197,318	197,625	307
	国債	190,240	190,533	292
	地方債	2,186	2,190	3
	社債	4,890	4,902	11
	その他	11,394	13,783	2,388
	小計	213,826	217,763	3,936
合計		426,118	424,459	1,658

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当ありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	6,947	736	898
債券	296,262	1,897	319
国債	231,195	907	312
地方債	32,405	569	-
社債	32,660	419	7
その他	7,611	904	-
合計	310,822	3,538	1,218

6 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

7 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて221百万円(うち株式221百万円)を減損処理しております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

- ・時価が取得原価の50%以上下落している銘柄
- ・時価が取得原価の30%以上50%未満下落しておりかつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

(金銭の信託関係)

前連結会計年度

1 運用目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	19,994	

2 満期保有目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

当連結会計年度

1 運用目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	19,995	6

2 満期保有目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

[次へ](#)

(その他有価証券評価差額金)

前連結会計年度

その他有価証券評価差額金(平成21年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	4,323
その他有価証券	4,323
その他の金銭の信託	
(+)繰延税金資産	
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	4,323
(-)少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	4,323

(注) 時価のない外貨建その他有価証券につきましては、為替換算差額を純資産直入しておりますので、上記記載に含めて計上しております。

当連結会計年度

その他有価証券評価差額金(平成22年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	1,667
その他有価証券	1,667
その他の金銭の信託	
(-)繰延税金負債	646
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,020
(-)少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	1,020

(注) 時価のない外貨建その他有価証券につきましては、為替換算差額を純資産直入しておりますので、上記記載に含めて計上しております。

[前へ](#) [次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引に対する取り組み方針及び取引の内容・利用目的

当行は、有価証券等の価格リスクコントロール及び外貨建資産・負債に係る為替リスク等のヘッジを主な目的として、為替予約取引、債券先物取引・同オプション取引、株価指数先物取引・同オプション取引、金利スワップのデリバティブ取引に取り組むこととしており、また、短期的な売買益を獲得する目的で行うデリバティブ取引については、事前に経営陣の承認を得るとともに、ポジション限度枠・ロスカットルール等を設定し、限定的に行うこととしております。

なお、金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。繰延ヘッジを行うにあたっては「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号）等に基づいて、ヘッジ基本方針やヘッジ有効性の評価方法等を行内規程として定めております。当連結会計年度においてヘッジ会計を適用したヘッジ対象はその他有価証券、ヘッジ手段は金利スワップであります。ヘッジ有効性については、ヘッジ対象となる金融資産とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。

また、区分して処理することが適当と認められる複合金融商品の組込デリバティブについては、現物の金融資産と区分処理して時価評価することとしております。

(ヘッジ会計の中止)

従来、金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用してまいりましたが、当連結会計年度末においてはヘッジ有効性が認められないと判断されたためヘッジ会計を中止しております。

なお、ヘッジ手段についてヘッジ会計の中止以降の評価差額の変動額を当連結会計年度の費用として処理しております。

(2) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に内包されるリスクのうち、当行の財務状況に影響を与えるリスクとしては、主として市場リスクと信用リスクがあります。

市場リスクとは、金利・為替等の変動によって損失を被るリスクであり、信用リスクとは、取引相手方が契約不履行に陥った場合に損失が発生するリスクであります。

(3) 取引に係るリスク管理体制

当行では、デリバティブ取引のリスク管理のため、市場取引に関する組織を、取引を執行する部署（フロントオフィス）と、勘定処理や取引の照合等を行う部署（バックオフィス）を明確に分離するとともに、市場取引に関する組織から独立したモニタリング部署としてリスク統括部（ミドルオフィス）を設置しております。

リスク統括部では、運用基準の遵守状況や各取引のポジション、損益状況、リスク量等のモニタリングを行うことにより厳格なリスク管理を実施し、結果については取締役会等へ定期的に報告がなされています。

2 取引の時価等に関する事項

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、下記記載から除いております。

(1) 金利関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	金利スワップ 支払固定・受取変動	10,000	10,000	273	273
店頭	金利スワップ 支払固定・受取変動	46,869	46,869	734	84
合計				1,008	188

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(ヘッジ会計の中止)

従来、金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しておりましたが、当連結会計年度末においてはヘッジ有効性が認められないと判断されたためヘッジ会計を中止しております。

なお、ヘッジ手段についてヘッジ会計の中止以降の評価差額の変動額を当連結会計年度の費用として処理しております。

(2) 通貨関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約				
	売建	196		0	0
	買建	9		0	0

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

当連結会計年度

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成22年3月31日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	金利スワップ 支払固定・受取変動	10,000	10,000	53	53
合計				53	53

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引（平成22年3月31日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約				
	売建	46		0	0
	買建	9		0	0

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

(5) 商品関連取引（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成22年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的 処理方法	金利スワップ 支払固定・ 受取変動	其他有価証券 (地方債)	43,193	43,193	905
合計					905

(注) 1 ヘッジ会計の方法については、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」(14)重要なヘッジ会計の方法に記載しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

(3) 株式関連取引（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

(5) 商品関連取引（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

[前へ](#) [次へ](#)

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。
また、連結子会社中1社は退職一時金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
退職給付債務 (A)	19,463	18,898
年金資産 (B)	<u>5,823</u>	<u>7,395</u>
未積立退職給付債務 (C) = (A) + (B)	13,639	11,502
会計基準変更時差異の未処理額 (D)		
未認識数理計算上の差異 (E)	3,435	1,556
未認識過去勤務債務 (F)	<u>72</u>	<u>67</u>
連結貸借対照表計上額純額 (G) = (C) + (D) + (E) + (F)	10,131	10,013
前払年金費用 (H)	<u> </u>	<u> </u>
退職給付引当金 (G) - (H)	<u>10,131</u>	<u>10,013</u>

(注) 1 臨時に支払う割増退職金は含めておりません。

2 連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
勤務費用	522	510
利息費用	367	367
期待運用収益	157	111
過去勤務債務の費用処理額	33	0
数理計算上の差異の費用処理額	481	995
会計基準変更時差異の費用処理額		
その他(企業年金基金標準掛金加入者拠出額)	42	42
退職給付費用	1,204	1,720

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
(1) 割引率	1.90%	1.90%
(2) 期待運用収益率	2.17%	1.91%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	5年(その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により損益処理)	同左
(5) 数理計算上の差異の処理年数	5年(各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理)	同左

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
貸倒引当金 15,074百万円	貸倒引当金 15,329百万円
有価証券償却 6,930百万円	税務上の繰越欠損金 9,627百万円
税務上の繰越欠損金 5,026百万円	退職給付引当金 4,048百万円
退職給付引当金 4,096百万円	その他有価証券評価差額金 1,591百万円
その他有価証券評価差額金 2,893百万円	有価証券償却 1,373百万円
固定資産の減損損失 500百万円	固定資産の減損損失 527百万円
賞与引当金 483百万円	減価償却費 372百万円
減価償却費 413百万円	賞与引当金 364百万円
その他資産評価損 330百万円	睡眠預金払戻損失引当金 300百万円
睡眠預金払戻損失引当金 270百万円	繰延ヘッジ損益 139百万円
繰延ヘッジ損益 188百万円	のれん償却 97百万円
のれん償却 145百万円	未払事業税 42百万円
未払事業税 3百万円	その他 643百万円
その他 777百万円	繰延税金資産小計 34,458百万円
繰延税金資産小計 37,132百万円	評価性引当額 19,884百万円
評価性引当額 22,143百万円	繰延税金資産合計 14,574百万円
繰延税金資産合計 14,988百万円	繰延税金負債
繰延税金負債	その他有価証券評価差額金 2,238百万円
その他有価証券評価差額金 1,100百万円	繰延税金負債合計 2,238百万円
繰延税金負債合計 1,100百万円	繰延税金資産の純額 12,336百万円
繰延税金資産の純額 13,888百万円	
2 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳	2 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳
税金等調整前当期純損失であるため、記載していません。	法定実効税率 40.4%
	(調整)
	交際費等永久に損金に算入されない項目 1.4%
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 1.1%
	住民税均等割額 1.0%
	評価性引当額の増減 11.0%
	軽課税国に設立した連結子会社の少数株主利益相当額 3.6%
	その他 1.1%
	税効果会計適用後の法人税の負担率 26.0%

[前△](#)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

連結会社は、銀行業以外に一部でクレジットカード業務等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)及び

当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略していません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

(追加情報)

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号平成18年10月17日)を適用しております。この結果、従来の開示対象範囲に加えて、連結子会社と関連当事者との取引などを開示対象に追加しております。

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

該当ありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当ありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当ありません。

(工) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	榊 佳弘	-	-	当行 監査役	-	第三者 与信取引 への保証	当行貸出の 保証(注1)	426	-	-
	鳥谷部眞実	-	-	当行 監査役	(被所有) 直接0.00	第三者 与信取引 への保証	資金の貸出	15	貸出金	-
							利息の受取 当行貸出の 保証(注2)	0 39	- -	- -
東 康夫	-	-	-	当行 監査役	-	第三者は 与信取引 先	債務の保証 (注3)	7	-	-
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	マルヨ水産株式会社(注4)	青森県 八戸市	99	水産加工業	(被所有) 直接0.19	与信取引	資金の貸出	394	貸出金	1,224
							債務の保証	31	支払承諾	123
							社債の引受	-	社債	300
利息の受取							15	未収収益	2	
株式会社ヤマウ鳥谷部商店(注5)	青森県 青森市	34	不動産賃貸 管理業	(被所有) 直接0.00	与信取引	資金の貸出	0	貸出金	-	
						利息の受取	0	未収収益	-	
株式会社ヤマウ鳥谷部臨港倉庫(注6)	青森県 青森市	10	倉庫業	-	与信取引	資金の貸出	39	貸出金	427	
						利息の受取	11	未収収益	0	

- (注) 1 当行は、監査役 榊佳弘より、第三者マルヨ水産株式会社に対する貸出金1,224百万円及び支払承諾123百万円に対して債務保証を受けております。
- 2 当行は、監査役 鳥谷部眞実より、第三者株式会社ヤマウ鳥谷部臨港倉庫に対する貸出金427百万円に対して債務保証を受けております。
- 3 債務の保証については、監査役 東康夫が代表権を有する第三者東北化学薬品株式会社との取引であり、支払承諾の期末残高は46百万円であります。
- 4 マルヨ水産株式会社は、監査役 榊佳弘及びその近親者が議決権の65.9%を保有しております。
また、当行は、同社発行の社債を引受けており、当行の保証を付しております。
- 5 株式会社ヤマウ鳥谷部商店は、監査役 鳥谷部眞実及びその近親者が議決権の100.0%を保有しております。
- 6 株式会社ヤマウ鳥谷部臨港倉庫は、監査役 鳥谷部眞実及びその近親者が議決権の100.0%を保有しております。
- 7 取引条件及び取引条件の決定方針等は、一般の取引と同様に行っております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社の場合に限る。)等
該当ありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当ありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社
の子会社等
該当ありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等
該当ありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報
該当ありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報
該当ありません。

当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

該当ありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当ありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当ありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	榑 佳弘	-	-	当行 監査役	-	第三者 与信取引 への保証	当行貸出の 保証(注1)	426	-	-
	鳥谷部眞実	-	-	当行 監査役	(被所有) 直接0.00	第三者 与信取引 への保証	当行貸出の 保証(注2)	39	-	-
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	マルヨ水産株式会社(注3)	青森県 八戸市	99	水産加工業	(被所有) 直接0.19	与信取引	資金の貸出 債務の保証 社債の引受 利息の受取	178 22 -	貸出金 支払承諾 社債	1,045 145 300
	株式会社ヤマウ鳥谷部臨港倉庫(注4)	青森県 青森市	10	倉庫業	-	与信取引	資金の貸出 利息の受取	39 10	貸出金 未収収益	388 0

(注) 1 当行は、監査役 榑佳弘より、第三者マルヨ水産株式会社に対する貸出金1,045百万円のうち829百万円及び支払承諾145百万円のうち91百万円に対して債務保証を受けております。

2 当行は、監査役 鳥谷部眞実より、第三者株式会社ヤマウ鳥谷部臨港倉庫に対する貸出金388百万円に対して債務保証を受けております。

3 マルヨ水産株式会社は、監査役 榑佳弘及びその近親者が議決権の61.7%を保有しております。
また、当行は、同社発行の社債を引受けており、当行の保証を付しております。

4 株式会社ヤマウ鳥谷部臨港倉庫は、監査役 鳥谷部眞実及びその近親者が議決権の100.0%を保有しております。

5 取引条件及び取引条件の決定方針等は、一般の取引と同様に行っております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社の場合に限る。)等
該当ありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当ありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社
の子会社等
該当ありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等
該当ありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報
該当ありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報
該当ありません。

(1株当たり情報)

		前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	円	270.46	321.85
1株当たり当期純利益金額 (は1株当たり当期純損失金額)	円	189.28	16.29
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	-	12.94

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり当期純利益金額(前連結会計年度は1株当たり当期純損失金額)及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定の基礎は、次のとおりであります。

なお、前連結会計年度においては潜在株式が存在しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は記載しておりません。

		前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり当期純利益金額			
当期純利益(は当期純損失)	百万円	27,089	2,491
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	164
うち定時株主総会決議による 優先配当額	百万円	-	164
うち中間優先配当額	百万円	-	-
普通株式に係る当期純利益 (は当期純損失)	百万円	27,089	2,326
普通株式の期中平均株式数	千株	143,115	142,813
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 金額			
当期純利益調整額	百万円	-	164
うち優先配当額	百万円	-	164
普通株式増加数	千株	-	49,739
うち優先株式	千株	-	49,739
希薄化効果を有しないため、潜 在株式調整後1株当たり当期純 利益金額の算定に含めなかった 潜在株式の概要	千株	-	-

2 1株当たり純資産額

		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	当連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	46,715	74,162
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	8,074	28,239
(うち優先株式の払込金額)	百万円	-	20,000
(うち優先配当額)	百万円	-	164
(うち少数株主持分)	百万円	8,074	8,075
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	38,641	45,923
1株当たり純資産の算定の用いられた期末の普通株式の数	千株	142,870	142,685

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)																
<p>(金融機能強化法に基づく公的資金の申請検討開始) 当行は、平成21年 5月 7日開催の取締役会において、金融機能の強化のための特別措置に関する法律(以下、「金融機能強化法」という。)に基づく国の資本参加の申請(以下、「公的資金の申請」という。)に向けた検討を開始することを決議いたしました。</p> <p>1. 公的資金の申請の検討を開始する目的 金融機能強化法の趣旨を踏まえ、更なる資本増強を図ることで、中小企業等への安定的かつ円滑な資金供給をこれまで以上に強力に推進し、地域経済の活性化に資することを目的とするものです。</p> <p>2. 公的資金の申請の内容 申請の金額、資金払込みの時期等に関しましては、未確定であります。</p> <p>(資本準備金及び利益準備金の減少) 当行は、平成21年 6月25日開催の定時株主総会において、資本準備金及び利益準備金の減少を決議いたしました。</p> <p>1. 資本準備金及び利益準備金の額の減少の目的 会社法第448条第1項に基づき、当連結会計年度の欠損を填補し、安定配当を維持するとともに、将来の環境変化等に対する財務戦略上の柔軟性および機動性を確保することを目的として行うものであります。</p> <p>2. 減少する資本準備金および利益準備金の額</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">減少前</th> <th style="text-align: center;">減少額</th> <th style="text-align: center;">減少後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本準備金</td> <td style="text-align: right;">19,775</td> <td style="text-align: right;">10,607</td> <td style="text-align: right;">9,167</td> </tr> <tr> <td>利益準備金</td> <td style="text-align: right;">4,392</td> <td style="text-align: right;">4,392</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">24,167</td> <td style="text-align: right;">15,000</td> <td style="text-align: right;">9,167</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 資本準備金および利益準備金の額の減少の方法 資本準備金の減少額はその他資本剰余金に、利益準備金の減少額はその他利益剰余金に振り替えます。</p>			減少前	減少額	減少後	資本準備金	19,775	10,607	9,167	利益準備金	4,392	4,392	-	計	24,167	15,000	9,167
	減少前	減少額	減少後														
資本準備金	19,775	10,607	9,167														
利益準備金	4,392	4,392	-														
計	24,167	15,000	9,167														

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率	担保	償還期限
当行	第1回期限前 償還条項付 無担保社債 (劣後特約付)	平成17年12月22日	15,000	15,000	(注1)	なし	平成27年12月22日

(注) 1 (1) 平成17年12月23日から平成22年12月22日まで 年1.64%

(2) 平成22年12月22日の翌日以降

ロンドン銀行間市場における6ヶ月ユーロ円ライボ－＋2.20%

2 連結決算日後5年内における償還予定表額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額(百万円)					

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率(%)	返済期限
借入金	11,000	2,000		
借入金	11,000	2,000	1.9	平成31年4月
1年以内に返済予定のリース債務		32		
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)		1,037	5.5	平成41年3月

(注) 1 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)					
リース債務 (百万円)	32	34	36	38	40

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	第2四半期 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	第3四半期 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	第4四半期 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
経常収益(百万円)	12,832	10,588	11,282	9,306
税金等調整前四半期純利益金額 (は税金等調整前四半期純損失金額) (百万円)	1,297	532	223	2,236
四半期純利益金額 (は四半期純損失金額) (百万円)	853	95	404	1,947
1株当たり四半期純利益金額 (は1株当たり四半期純損失金額)(円)	5.97	0.67	2.83	13.64

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
現金預け金	47,120	47,206
現金	33,655	33,504
預け金	13,464	13,702
コールローン	106,598	101,703
買入金銭債権	6,526	6,180
商品有価証券	186	178
商品地方債	186	178
金銭の信託	19,994	19,995
有価証券	367,393	431,684
国債	144,022	266,795
地方債	82,026	66,638
社債	71,058	63,958
株式	21,838	16,275
その他の証券	48,446	18,016
貸出金	1,259,003	1,242,176
割引手形	4,469	3,818
手形貸付	66,756	60,217
証書貸付	1,039,938	1,031,102
当座貸越	147,839	147,038
外国為替	638	986
外国他店預け	637	984
買入外国為替	1	1
その他資産	8,864	5,326
前払費用	53	108
未収収益	2,575	2,325
金融派生商品	-	53
その他の資産	6,235	2,838
有形固定資産	12,026	13,185
建物	3,127	3,356
土地	6,803	6,649
建設仮勘定	135	32
その他の有形固定資産	1,959	3,147
無形固定資産	1,537	2,103
ソフトウェア	1,199	1,417
その他の無形固定資産	337	686
繰延税金資産	13,910	12,207
支払承諾見返	12,879	11,947
貸倒引当金	27,740	25,807
資産の部合計	1,828,940	1,869,074

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
負債の部		
預金	8 1,722,091	8 1,745,210
当座預金	35,420	35,991
普通預金	658,697	680,086
貯蓄預金	55,543	54,008
通知預金	6,715	3,724
定期預金	950,653	954,864
その他の預金	15,060	16,534
借入金	13 19,300	13 10,300
外国為替	17	19
外国他店預り	1	18
売渡外国為替	4	0
未払外国為替	10	0
社債	14 15,000	14 15,000
その他負債	6,734	6,977
未決済為替借	24	28
未払法人税等	54	115
未払費用	3,855	2,909
前受収益	653	672
金融派生商品	1,009	905
リース債務	-	1,070
その他の負債	1,137	1,275
賞与引当金	1,166	881
退職給付引当金	10,129	10,012
役員退職慰労引当金	208	280
睡眠預金払戻損失引当金	670	743
偶発損失引当金	323	314
再評価に係る繰延税金負債	10 879	10 851
支払承諾	12,879	11,947
負債の部合計	1,789,400	1,802,537
純資産の部		
資本金	24,167	34,167
資本剰余金	19,775	29,773
資本準備金	19,775	19,167
その他資本剰余金	-	10,605
利益剰余金	2,543	4,195
利益準備金	17 4,392	17 85
その他利益剰余金	1,848	4,109
別途積立金	23,910	-
繰越利益剰余金	25,759	4,109
自己株式	2,665	2,695
株主資本合計	43,822	65,441
その他有価証券評価差額金	4,323	1,020
繰延ヘッジ損益	277	205
土地再評価差額金	10 318	10 280
評価・換算差額等合計	4,282	1,095
純資産の部合計	39,539	66,537
負債及び純資産の部合計	1,828,940	1,869,074

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
経常収益	46,139	42,619
資金運用収益	35,973	33,336
貸出金利息	29,438	27,068
有価証券利息配当金	6,020	6,086
コールローン利息	322	75
預け金利息	70	22
その他の受入利息	120	83
役務取引等収益	5,230	4,982
受入為替手数料	1,960	1,871
その他の役務収益	3,269	3,110
その他業務収益	1,615	1,945
外国為替売買益	-	40
商品有価証券売買益	4	7
国債等債券売却益	1,610	1,897
国債等債券償還益	0	-
その他の業務収益	0	0
その他経常収益	3,321	2,354
株式等売却益	1,158	1,641
金銭の信託運用益	1,395	98
その他の経常収益	766	615
経常費用	67,353	39,604
資金調達費用	5,971	4,425
預金利息	4,943	3,563
コールマネー利息	1	0
借入金利息	414	408
社債利息	245	246
金利スワップ支払利息	366	156
その他の支払利息	-	50
役務取引等費用	4,369	4,090
支払為替手数料	397	371
その他の役務費用	3,972	3,718
その他業務費用	11,179	1,262
外国為替売買損	72	-
国債等債券売却損	384	319
国債等債券償還損	2,041	523
国債等債券償却	8,531	-
金融派生商品費用	150	420
営業経費	25,881	25,136
その他経常費用	19,951	4,689
貸倒引当金繰入額	3,293	548
貸出金償却	3,095	2,220
株式等売却損	2,432	898
株式等償却	8,960	306
その他の経常費用	2,168	715
経常利益又は経常損失()	21,213	3,014

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
特別利益	112	220
固定資産処分益	8	0
償却債権取立益	104	220
特別損失	415	182
固定資産処分損	153	112
減損損失	261	70
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	21,515	3,052
法人税、住民税及び事業税	38	29
法人税等調整額	5,316	979
法人税等合計	5,354	1,009
当期純利益又は当期純損失()	26,870	2,042

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	24,167	24,167
当期変動額		
新株の発行	-	10,000
当期変動額合計	-	10,000
当期末残高	24,167	34,167
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	19,775	19,775
当期変動額		
新株の発行	-	10,000
資本準備金の取崩	-	10,607
当期変動額合計	-	607
当期末残高	19,775	19,167
その他資本剰余金		
前期末残高	-	-
当期変動額		
資本準備金の取崩	-	10,607
自己株式の処分	-	2
当期変動額合計	-	10,605
当期末残高	-	10,605
資本剰余金合計		
前期末残高	19,775	19,775
当期変動額		
新株の発行	-	10,000
資本準備金の取崩	-	-
自己株式の処分	-	2
当期変動額合計	-	9,997
当期末残高	19,775	29,773
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	4,392	4,392
当期変動額		
利益準備金の取崩	-	4,392
利益準備金の積立	-	85
当期変動額合計	-	4,306
当期末残高	4,392	85
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	23,910	23,910
当期変動額		
別途積立金の取崩	-	23,910
当期変動額合計	-	23,910
当期末残高	23,910	-

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
繰越利益剰余金		
前期末残高	3,325	25,759
当期変動額		
剰余金の配当	436	428
利益準備金の取崩	-	4,392
利益準備金の積立	-	85
別途積立金の取崩	-	23,910
当期純利益又は当期純損失()	26,870	2,042
自己株式の処分	29	-
自己株式の消却	1,804	-
土地再評価差額金の取崩	56	37
当期変動額合計	29,084	29,869
当期末残高	25,759	4,109
利益剰余金合計		
前期末残高	31,628	2,543
当期変動額		
剰余金の配当	436	428
利益準備金の取崩	-	-
利益準備金の積立	-	-
別途積立金の取崩	-	-
当期純利益又は当期純損失()	26,870	2,042
自己株式の処分	29	-
自己株式の消却	1,804	-
土地再評価差額金の取崩	56	37
当期変動額合計	29,084	1,651
当期末残高	2,543	4,195
自己株式		
前期末残高	3,783	2,665
当期変動額		
自己株式の取得	769	35
自己株式の処分	83	5
自己株式の消却	1,804	-
当期変動額合計	1,118	30
当期末残高	2,665	2,695
株主資本合計		
前期末残高	71,788	43,822
当期変動額		
新株の発行	-	20,000
剰余金の配当	436	428
当期純利益又は当期純損失()	26,870	2,042
自己株式の取得	769	35
自己株式の処分	53	2
自己株式の消却	-	-
土地再評価差額金の取崩	56	37
当期変動額合計	27,966	21,619

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
当期末残高	43,822	65,441
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	4,097	4,323
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	226	5,344
当期変動額合計	226	5,344
当期末残高	4,323	1,020
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	217	277
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	60	71
当期変動額合計	60	71
当期末残高	277	205
土地再評価差額金		
前期末残高	374	318
当期変動額		
土地再評価差額金の取崩	56	37
当期変動額合計	56	37
当期末残高	318	280
評価・換算差額等合計		
前期末残高	3,939	4,282
当期変動額		
土地再評価差額金の取崩	56	37
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	286	5,415
当期変動額合計	342	5,378
当期末残高	4,282	1,095
純資産合計		
前期末残高	67,848	39,539
当期変動額		
新株の発行	-	20,000
剰余金の配当	436	428
資本準備金の取崩	-	-
利益準備金の取崩	-	-
利益準備金の積立	-	-
別途積立金の取崩	-	-
当期純利益又は当期純損失（ ）	26,870	2,042
自己株式の取得	769	35
自己株式の処分	53	2
土地再評価差額金の取崩	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	286	5,415
当期変動額合計	28,309	26,997
当期末残高	39,539	66,537

【重要な会計方針】

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。	同左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(1)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2) 同左
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左
4 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 : 3年~50年 その他 : 2年~20年 (2)無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。 (3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。	(1)有形固定資産(リース資産を除く) 同左 (2)無形固定資産(リース資産を除く) 同左 (3)リース資産 同左

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
5 繰延資産の処理方法	株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。	同左
6 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左
7 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除しその残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は14,914百万円であります。</p> <p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除しその残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,468百万円であります。</p> <p>(2) 賞与引当金</p> <p>同左</p>

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(5) 睡眠預金払戻損失引当金</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当事業年度末から、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」「(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。</p> <p>なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当行は、平成22年6月24日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止し、株式報酬型ストックオプション制度を導入することを決議(以下「同決議」という。)いたしました。</p> <p>同決議により、役員退職慰労金の打ち切り支給を行い、事業年度末に計上されていた役員退職慰労引当金を、同決議日において取崩しております。なお、打ち切り支給は役員が実際に退任するまで留保されるため、取崩された役員退職慰労引当金は、同決議日においてその他の負債へ振替計上しております。</p> <p>債へ振替計上しております。</p> <p>(5) 睡眠預金払戻損失引当金</p> <p>同左</p>

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(6) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の支払額を見積り、必要と認められる額を計上しております。	(6) 偶発損失引当金 同左
8 リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左
9 ヘッジ会計の方法	当行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。 当行はその他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジを実施しており、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号)に定める包括ヘッジによっております。ヘッジ有効性については、ヘッジ対象となる金融資産とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。	同左
10 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。	同左

【会計方針の変更】

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以降開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これによる貸借対照表等への影響は軽微であります。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、買入金銭債権は31百万円増加、繰延税金資産は12百万円減少、その他有価証券評価差額金は18百万円増加し、経常利益および税引前当期純利益は、それぞれ20百万円増加しております。</p>

【追加情報】

<p>前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)</p>
<p>(其他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更) 変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当事業年度末においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」及び「其他有価証券評価差額金」は2,682百万円増加しております。</p> <p>なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。</p>	

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
<p>1 関係会社の株式総額 4,438百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は5,135百万円、延滞債権額は48,966百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありませぬ。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,560百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は55,662百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,471百万円であります。</p> <p>7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、6,548百万円であります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 33,369百万円 貸出金 7,937百万円 現金 32百万円 担保資産に対応する債務 預金 5,642百万円 借入金 9,000百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券52,523百万円を差し入れております。 また、その他の資産のうち保証金は447百万円であります。</p>	<p>1 関係会社の株式総額 4,436百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は3,049百万円、延滞債権額は44,563百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありませぬ。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は990百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は48,602百万円あります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,820百万円であります。</p> <p>7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、730百万円あります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 33,237百万円 現金 32百万円 担保資産に対応する債務 預金 5,866百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券54,007百万円を差し入れております。 また、その他の資産のうち保証金は479百万円あります。</p>

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行額は、219,490百万円であります。</p> <p>このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が217,026百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成14年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る額</p> <p>1,338百万円</p> <p>11 有形固定資産の減価償却累計額 14,040百万円</p> <p>12 有形固定資産の圧縮記帳額 2,221百万円</p> <p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金10,300百万円を含んでおります。</p> <p>14 社債は、劣後特約付社債15,000百万円であります。</p> <p>15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は3,720百万円であります。</p> <p>16 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 該当ありません</p> <p>17 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。</p> <p>剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。</p>	<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行額は、206,305百万円であります。</p> <p>このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が204,005百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成14年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る額</p> <p>1,444百万円</p> <p>11 有形固定資産の減価償却累計額 14,742百万円</p> <p>12 有形固定資産の圧縮記帳額 2,202百万円</p> <p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金10,300百万円であります。</p> <p>14 社債は、劣後特約付社債15,000百万円であります。</p> <p>15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は3,240百万円であります。</p> <p>16 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 該当ありません</p> <p>17 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。</p> <p>剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。</p> <p>当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は85百万円であります。</p>

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)				当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)			
<p>1 その他の経常費用には、債権売却損1,122百万円を含んでおります。</p> <p>2 当事業年度において、営業キャッシュ・フローの減少、使用方法の変更及び地価の継続的な下落等により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額261百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p>				<p>1 その他の経常費用には、睡眠預金払戻損失引当金繰入額285百万円及び債権売却損10百万円を含んでおります。</p> <p>2 当事業年度において、営業キャッシュ・フローの減少、使用方法の変更及び地価の継続的な下落等により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額70百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p>			
地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)	地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)
青森県内	営業用店舗11ヶ所	土地・建物	206	青森県内	遊休資産	土地・建物	70
青森県外	営業用店舗 3ヶ所	土地・建物	55				
-	遊休資産	土地・建物 動産	0				
<p>営業用店舗については、原則個々の営業店をグルーピングの単位とし(出張所については母店と同一のグループとし、業務の関連性が強い営業店についても同一グループとしている)、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。</p> <p>なお、当事業年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定士等による評価額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>				<p>営業用店舗については、原則個々の営業店をグルーピングの単位とし(出張所については母店と同一のグループとし、業務の関連性が強い営業店についても同一グループとしている)、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。</p> <p>なお、当事業年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定士等による評価額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>			

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	10,482	2,787	5,244	8,024	(注)
合計	10,482	2,787	5,244	8,024	

(注)1. 普通株式の増加2,787千株のうち、2,500千株は定款に定める取締役会決議による買受による増加、また、287千株は単元未満株式の買受による増加であります。

2. 普通株式の減少5,244千株のうち、5,000千株は自己株式の消却による減少、244千株は単元未満株式の買増による減少であります。

当事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	8,024	201	16	8,210	(注)
A種優先株式					
合計	8,024	201	16	8,210	

(注) 普通株式の自己株式の増加201千株は、単元未満株式の買受による増加、普通株式の自己株式の減少16千株は単元未満株式の買増による減少であります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)																																																																																																
<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1)所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 当事業年度末においてリース資産はありません。 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「4 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>	<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1)所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 営業用店舗のうち1ヶ店(国道支店)であります。 リース資産の減価償却の方法 同左</p>																																																																																																
<p>(2)通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">取得価額相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,615百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,905百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">3,520百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">減価償却累計額相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,238百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,438百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">2,677百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">期末残高相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">376百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">466百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">843百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・未経過リース料期末残高相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">475百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">441百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">916百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">637百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">560百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">45百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・減価償却費相当額の算定方法</td> </tr> <tr> <td colspan="2">リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・利息相当額の算定方法</td> </tr> <tr> <td colspan="2">リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</td> </tr> </table>	取得価額相当額		有形固定資産	1,615百万円	無形固定資産	1,905百万円	合計	3,520百万円	減価償却累計額相当額		有形固定資産	1,238百万円	無形固定資産	1,438百万円	合計	2,677百万円	期末残高相当額		有形固定資産	376百万円	無形固定資産	466百万円	合計	843百万円	・未経過リース料期末残高相当額		1年内	475百万円	1年超	441百万円	合計	916百万円	・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額		支払リース料	637百万円	減価償却費相当額	560百万円	支払利息相当額	45百万円	・減価償却費相当額の算定方法		リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。		・利息相当額の算定方法		リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。		<p>(2)通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">取得価額相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,204百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,394百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">2,598百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">減価償却累計額相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,022百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,172百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">2,195百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">期末残高相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">181百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">221百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">403百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・未経過リース料期末残高相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">297百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">142百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">439百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">501百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">437百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">25百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・減価償却費相当額の算定方法</td> </tr> <tr> <td colspan="2">リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・利息相当額の算定方法</td> </tr> <tr> <td colspan="2">リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</td> </tr> </table>	取得価額相当額		有形固定資産	1,204百万円	無形固定資産	1,394百万円	合計	2,598百万円	減価償却累計額相当額		有形固定資産	1,022百万円	無形固定資産	1,172百万円	合計	2,195百万円	期末残高相当額		有形固定資産	181百万円	無形固定資産	221百万円	合計	403百万円	・未経過リース料期末残高相当額		1年内	297百万円	1年超	142百万円	合計	439百万円	・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額		支払リース料	501百万円	減価償却費相当額	437百万円	支払利息相当額	25百万円	・減価償却費相当額の算定方法		リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。		・利息相当額の算定方法		リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	
取得価額相当額																																																																																																	
有形固定資産	1,615百万円																																																																																																
無形固定資産	1,905百万円																																																																																																
合計	3,520百万円																																																																																																
減価償却累計額相当額																																																																																																	
有形固定資産	1,238百万円																																																																																																
無形固定資産	1,438百万円																																																																																																
合計	2,677百万円																																																																																																
期末残高相当額																																																																																																	
有形固定資産	376百万円																																																																																																
無形固定資産	466百万円																																																																																																
合計	843百万円																																																																																																
・未経過リース料期末残高相当額																																																																																																	
1年内	475百万円																																																																																																
1年超	441百万円																																																																																																
合計	916百万円																																																																																																
・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額																																																																																																	
支払リース料	637百万円																																																																																																
減価償却費相当額	560百万円																																																																																																
支払利息相当額	45百万円																																																																																																
・減価償却費相当額の算定方法																																																																																																	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。																																																																																																	
・利息相当額の算定方法																																																																																																	
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。																																																																																																	
取得価額相当額																																																																																																	
有形固定資産	1,204百万円																																																																																																
無形固定資産	1,394百万円																																																																																																
合計	2,598百万円																																																																																																
減価償却累計額相当額																																																																																																	
有形固定資産	1,022百万円																																																																																																
無形固定資産	1,172百万円																																																																																																
合計	2,195百万円																																																																																																
期末残高相当額																																																																																																	
有形固定資産	181百万円																																																																																																
無形固定資産	221百万円																																																																																																
合計	403百万円																																																																																																
・未経過リース料期末残高相当額																																																																																																	
1年内	297百万円																																																																																																
1年超	142百万円																																																																																																
合計	439百万円																																																																																																
・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額																																																																																																	
支払リース料	501百万円																																																																																																
減価償却費相当額	437百万円																																																																																																
支払利息相当額	25百万円																																																																																																
・減価償却費相当額の算定方法																																																																																																	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。																																																																																																	
・利息相当額の算定方法																																																																																																	
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。																																																																																																	

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前事業年度(平成21年 3月31日現在)

該当ありません。

子会社株式及び関連会社株式

当事業年度(平成22年 3月31日現在)

	貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式	4,436

(注) 子会社株式は非上場株式であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価及び差額は記載していません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>貸倒引当金損金算入限度超過額 13,641百万円</p> <p>有価証券償却 6,926百万円</p> <p>税務上の繰越欠損金 4,765百万円</p> <p>退職給付引当金 4,095百万円</p> <p>その他有価証券評価差額金 2,893百万円</p> <p>固定資産の減損損失 500百万円</p> <p>賞与引当金 471百万円</p> <p>減価償却費 413百万円</p> <p>出資金の減損 314百万円</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金 270百万円</p> <p>繰延ヘッジ損益 188百万円</p> <p>のれん償却 145百万円</p> <p>未払事業税 3百万円</p> <p>その他 743百万円</p> <p>繰延税金資産小計 35,372百万円</p> <p>評価性引当額 20,361百万円</p> <p>繰延税金資産合計 15,011百万円</p> <p>繰延税金負債</p> <p>その他有価証券評価差額金 1,100百万円</p> <p>繰延税金負債合計 1,100百万円</p> <p>繰延税金資産の純額 13,910百万円</p>	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>貸倒引当金損金算入限度超過額 13,873百万円</p> <p>税務上の繰越欠損金 9,447百万円</p> <p>退職給付引当金 4,047百万円</p> <p>その他有価証券評価差額金 1,591百万円</p> <p>有価証券償却 1,369百万円</p> <p>固定資産の減損損失 527百万円</p> <p>減価償却費 372百万円</p> <p>賞与引当金 356百万円</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金 300百万円</p> <p>繰延ヘッジ損益 139百万円</p> <p>のれん償却 97百万円</p> <p>未払事業税 31百万円</p> <p>その他 592百万円</p> <p>繰延税金資産小計 32,747百万円</p> <p>評価性引当額 18,301百万円</p> <p>繰延税金資産合計 14,445百万円</p> <p>繰延税金負債</p> <p>その他有価証券評価差額金 2,238百万円</p> <p>繰延税金負債合計 2,238百万円</p> <p>繰延税金資産の純額 12,207百万円</p>
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>税引前当期純損失であるため、記載しておりません。</p>	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率 40.4%</p> <p>(調整)</p> <p>評価性引当額の増減 8.7%</p> <p>交際費等永久に損金に算入されない項目 1.8%</p> <p>受取配当金等永久に益金に算入されない項目 1.4%</p> <p>住民税均等割等 1.2%</p> <p>その他 0.2%</p> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 33.0%</p>

(1株当たり情報)

		前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	円	276.75	325.00
1株当たり当期純利益金額 (は1株当たり当期純損失金額)	円	187.71	13.15
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	-	10.61

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり当期純利益金額(前事業年度は1株当たり当期純損失金額)及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定の基礎は、次のとおりであります。

なお、前事業年度においては潜在株式が存在しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は記載しておりません。

		前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり当期純利益金額			
当期純利益(は当期純損失)	百万円	26,870	2,042
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	164
うち定時株主総会決議による 優先配当額	百万円	-	164
うち中間優先配当額	百万円	-	-
普通株式に係る当期純利益 (は当期純損失)	百万円	26,870	1,878
普通株式の期中平均株式数	千株	143,144	142,813
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 金額			
当期純利益調整額	百万円	-	164
うち優先配当額	百万円	-	164
普通株式増加数	千株	-	49,739
うち優先株式	千株	-	49,739
希薄化効果を有しないため、潜 在株式調整後1株当たり当期純 利益金額の算定に含めなかった 潜在株式の概要	千株	-	-

2 1株当たり純資産額

		前事業年度末 (平成21年3月31日)	当事業年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	39,539	66,537
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	-	20,164
(うち優先株式の払込金額)	百万円	-	20,000
(うち優先配当額)	百万円	-	164
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	39,539	46,372
1株当たり純資産の算定の用いられた期末の普通株式の数	千株	142,870	142,685

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)																
<p>(金融機能強化法に基づく公的資金の申請検討開始) 当行は、平成21年 5月 7日開催の取締役会において、金融機能の強化のための特別措置に関する法律(以下、「金融機能強化法」という。)に基づく国の資本参加の申請(以下、「公的資金の申請」という。)に向けた検討を開始することを決議いたしました。</p> <p>1. 公的資金の申請の検討を開始する目的 金融機能強化法の趣旨を踏まえ、更なる資本増強を図ることで、中小企業等への安定的かつ円滑な資金供給をこれまで以上に強力に推進し、地域経済の活性化に資することを目的とするものです。</p> <p>2. 公的資金の申請の内容 申請の金額、資金払込みの時期等に関しましては、未確定であります。</p> <p>(資本準備金及び利益準備金の減少) 当行は、平成21年 6月25日開催の定時株主総会において、資本準備金及び利益準備金の減少を決議いたしました。</p> <p>1. 資本準備金及び利益準備金の額の減少の目的 会社法第448条第1項に基づき、当事業年度の欠損を填補し、安定配当を維持するとともに、将来の環境変化等に対する財務戦略上の柔軟性および機動性を確保することを目的として行うものであります。</p> <p>2. 減少する資本準備金および利益準備金の額</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">減少前</th> <th style="text-align: center;">減少額</th> <th style="text-align: center;">減少後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本準備金</td> <td style="text-align: right;">19,775</td> <td style="text-align: right;">10,607</td> <td style="text-align: right;">9,167</td> </tr> <tr> <td>利益準備金</td> <td style="text-align: right;">4,392</td> <td style="text-align: right;">4,392</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">24,167</td> <td style="text-align: right;">15,000</td> <td style="text-align: right;">9,167</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 資本準備金および利益準備金の額の減少の方法 資本準備金の減少額はその他資本剰余金に、利益準備金の減少額はその他利益剰余金に振り替えます。</p>			減少前	減少額	減少後	資本準備金	19,775	10,607	9,167	利益準備金	4,392	4,392	-	計	24,167	15,000	9,167
	減少前	減少額	減少後														
資本準備金	19,775	10,607	9,167														
利益準備金	4,392	4,392	-														
計	24,167	15,000	9,167														

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引 当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	12,682	624	356	12,950	9,593	334	3,356
土地	6,803	10	165	6,649			6,649
建設仮勘定	135	671	775	32			32
その他の有形固定資産	6,444	2,195	343 (70)	8,296	5,149	655	3,147
有形固定資産計	26,066	3,501	1,640 (70)	27,928	14,742	990	13,185
無形固定資産							
ソフトウェア	4,229	691	188	4,733	3,315	469	1,417
その他の無形固定資産	474	1,485	1,131	828	141	5	686
無形固定資産計	4,704	2,177	1,319	5,561	3,457	474	2,103

(注) 当期減少額欄における()内は減損損失の計上額(内書き)であります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	27,740	25,807	2,481	25,259	25,807
一般貸倒引当金	11,767	10,082		11,767	10,082
個別貸倒引当金	15,972	15,725	2,481	13,491	15,725
うち非居住者向け 債権分	556	468		556	468
賞与引当金	1,166	881	1,166		881
役員退職慰労引当金	208	72			280
睡眠預金払戻損失引当金	670	743	212	457	743
偶発損失引当金	323	314		323	314
計	30,108	27,818	3,859	26,041	28,026

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金 洗替による取崩額
 個別貸倒引当金 洗替による取崩額
 うち非居住者向け債権分 洗替による取崩額
 睡眠預金払戻損失引当金 洗替による取崩額
 偶発損失引当金 洗替による取崩額

○ 未払法人税等

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	54	148	87		115
未払法人税等	46	29	38		38
未払事業税	8	118	49		77

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末(平成22年3月31日現在)の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

資産の部

預け金	日本銀行への預け金3,211百万円、他の金融機関への預け金10,490百万円であります。
その他の証券	その他の証券9,287百万円、外国証券8,728百万円であります。
前払費用	営業経費101百万円、借入金利息6百万円であります。
未収収益	貸出金利息1,747百万円、有価証券利息381百万円その他であります。
その他の資産	金融安定化基金等1,245百万円、仮払金(提携ATM決済資金等)888百万円その他であります。

負債の部

その他の預金	別段預金13,703百万円、外貨預金2,496百万円その他であります。
未払費用	預金利息2,139百万円、営業経費447百万円その他であります。
前受収益	貸出金利息663百万円その他であります。
その他の負債	仮受金(提携ATM決済資金等)584百万円、受入他店手形376百万円その他であります。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	1,000株
特別口座に係る 単元未満株式の買取り および買増し	
取扱場所	東京都港区芝三丁目33番1号
株主名簿管理人	中央三井信託銀行株式会社
取次所	
買取・買増手数料	売買手数料相当額を買取・買増単元未満株式の数で按分した額
公告掲載方法	当行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、青森県青森市において発行する東奥日報および東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。 なお、電子公告は当行のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.michinokubank.co.jp/
株主に対する特典	カタログギフト

(注) 1. 当行は、単元未満株式を有する株主の権利につき、定款で下記のとおり定めております。

当銀行の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

2. 当行は、平成22年6月25日より株主名簿管理人を以下のとおり変更いたします。

東京都中央区八重洲一丁目2番1号

みずほ信託銀行株式会社

なお、株主名簿管理人に変更がありますが、特別口座に記載された単元未満株式の買取及び買増は引き続き中央三井信託銀行株式会社にて取り扱います。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当行は、法24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第37期) (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) 平成21年6月25日 関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度(第37期) (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) 平成21年6月25日 関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第38期第1四半期 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日) 平成21年8月11日 関東財務局長に提出。

第38期第2四半期 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日) 平成21年11月27日 関東財務局長に提出。

第38期第3四半期 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日) 平成22年2月5日 関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項

第2号の規定による

平成21年9月15日 関東財務局長に提出。

(第三者割当によるA種優先株式の発行の決議による提出)

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号の規定

による

平成21年12月18日 関東財務局長に提出。

(債権の取立不能又は取立遅延のおそれの発生に伴う提出)

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月25日

株式会社みちのく銀行
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 東 勝 次

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 内 正 彦

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みちのく銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みちのく銀行及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- (1) 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年5月7日開催の取締役会において、金融機能の強化のための特別措置に関する法律に基づく国の資本参加の申請に向けた検討を開始することを決議している。
- (2) 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年6月25日開催の株主総会において、資本準備金及び利益準備金の減少を決議している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社みちのく銀行の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社みちのく銀行が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 6 月24日

株式会社みちのく銀行
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 東 勝 次

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 内 正 彦

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みちのく銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みちのく銀行及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社みちのく銀行の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社みちのく銀行が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

株式会社みちのく銀行
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 東 勝 次

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 内 正 彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みちのく銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みちのく銀行の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- (1) 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年5月7日開催の取締役会において、金融機能の強化のための特別措置に関する法律に基づく国の資本参加の申請に向けた検討を開始することを決議している。
- (2) 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年6月25日開催の株主総会において、資本準備金及び利益準備金の減少を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月24日

株式会社みちのく銀行
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 東 勝 次

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 内 正 彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みちのく銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みちのく銀行の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。